ISFJ2017

政策フォーラム発表論文

新しい地方交付税政策の模索[1]
―ナショナル・ミニマム尺度の導入―

地方政策分科会②
慶應義塾大学
土居丈朗研究会
後藤海紗
清水大夢
堀安希子
村松麟太郎

2017 年 11 月

[1] 本稿は、2017 年 12 月 2 日、3 日に開催される ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、土居丈朗教授(慶應義塾大学)はじめ多くの方々から有益かつ熱心なコメントを頂戴した。そして、岡田家のご家族の皆様には、論文執筆をサポートして頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任は筆者たち個人に属するものである。

要約

地方の疲弊が進んでいる。これは少子高齢化や、地方から首都圏への人口流出等が原因であり、大きな議論を生んでいる。こういった問題を解決するべく、「三位一体の改革」などの地方分権改革が取り組まれたが、効果には賛否両論がある。確かに、三位一体の改革により財政的な地方分権が進んだ。しかし、地方財政運営が自主財源によればよるほど、行政経費について規模の経済性を享受する自治体が強く、地方交付税をもってしても真に必要な歳入は十分に保障できているとはいえない。本稿は以上の問題意識をもとに、先行研究を踏まえ、人口減少が進む地方でも最低限保障する行政サービスとしてナショナル・ミニマムがいくら必要なのかを突き詰めた新しい地方交付税の交付方法を提言する。

第１章では現状分析を行う。現状分析ではまず、わが国の地方財政の制度について整理する。現行の地方交付税、特に普通交付税は、総務省の算定する基準財政需要額と基準財政収入額のギャップを交付することになっているが、膨大な基準項目に即して数値が毎年変化し、結果として合計が地方財政計画に合致するように決定されているものの、算定手順が複雑かつ補正係数の決まり方が不透明である。また、地方交付税の総額として交付上限を示す地方財政計画が、国税収入で決まる国税法定分に依存することも確認する。

そして、地域間格差を３つの視点で考察する。順に、県民所得から見た地域間格差、財政力から見た地域間格差、そして「都道府県の声」から見た地域間格差である。１つ目の視点では、一人当たり県民所得に着目した。東京がトップ、最下位の沖縄間で２倍以上の差があったが、これは産業構造の差、そしてそれに伴う労働生産性の差であり、地方交付税制度を中心とした政府間財政関係だけで格差是正が図れる問題ではない。

２つ目の視点では、財政力に着目した。現状、地方税だけでは一人当たり歳入も、人口が増えるほど金額が増えるという規模の経済が享受できる状況となっており、その格差を改善すべく地方交付税が設けられている。宮崎(2016)では、一人当たり歳入の格差を是正するべく、税制改革等のシミュレーションを行っている。その結果から、行政運営が苦しい過疎県から、都市部の埼玉などにお金が流れることが明らかとなった。この分析を踏まえると、地方自治体の実需に即することは一人当たり歳入を平準化することでは、地域間格差を本質的に是正できるものではないと考えられる。

３つ目の視点では、各地方団体が公式に表明している見解に着目した。各都道府県の「声」を集約したところ、特に鳥取県・島根県、そして高知市のホームページで、危機的な財政状況が主張されている。いずれの地方団体においても、地方交付税の算定方法に疑問を呈し、地方自治体の実需に対応していないことが示唆される。

以上を踏まえ、現状の地方交付税は、地方自治体の継続的な行政運営を支えるには制度的に不十分と考える。これを本稿での問題意識と据える。

第２章では、先行研究を、地方交付税の現状理解、国と地方の権限の観点から展望し、それに基づいた本稿の新規性について述べた。地方交付税の現状については、地方交付税の算定方式、地方歳出の性質理解の２つの側面に分類して整理する。

まず、現行の地方交付税の算定方式を批判的に捉え、基準財政需要額に基づいた算出方法がはらむ問題点を指摘する。次に、現行の地方歳出をより簡素に把握する方法を考察した先行研究を示す。最後に、国と地方の責任範囲を明らかにしたうえでの新たな地方財政の構図を紹介する。

本稿の新規性としては、新たな政府間財政関係の構図に基づいて試算を行った点、新たな交付金・交付税の配分制度を提言する点、の２点である。具体的には、赤井・岩本・佐藤・土居(2010)の枠組を採用する形で、都道府県単位でナショナル・ミニマム行政経費を試算した。それをもとに、「行政保障交付金」、「格差是正交付税」の分配方式をそれぞれ提言する。

第３章では、地方行政運営に必要な経費算定を目的に、２つの分析を行う。１つ目は、一人当たり行政経費の各項目に関する、時系列方向に固定効果を入れたパネルデータ分析を行う。結果として、ほとんどの行政経費項目で人口の一次の項が負に有意、二次の項が正に有意な係数となることが示された。従って、実際の一人当たり行政経費が、人口に対しU字型を描くことを確認できた。これは人口が増えるにしたがって規模の経済が働くが、ある人口水準以上で混雑効果の方が大きくなることを表す。２つ目は「格差是正交付税」分配額算出のための分析を行う。地方財政計画に基づき、前節で「行政経費」とした12項目以外の項目を「格差是正交付税」として分配する。ここではその財源額を試算する。

第４章では、第３章の分析に基づいて、２つの政策提言を行う。これら２つを以て、現状の地方交付税制度を代替するものとする。１つ目は「行政保障交付金」の導入に関する提言である。分析の１つ目で求めた各都道府県、12項目の一人当たり行政経費標準額に基づき、各都道府県行政経費各項目に対し、交付を行う。ただ、財政制約も鑑みて、この標準額をそのまま交付するのではなく、行政経費項目の全地方団体の一人当たり行政経費総和に対する比をとって当該地方団体の構成比とし、それに当該行政経費総額を掛け合わせたものを「行政保障交付金」の交付額とする。これは地方交付税従来の財源保障機能を厳選し充実したものと言える。

２つ目は「格差是正交付税」の交付である。１つ目の「行政保障交付金」は地方の行政運営を継続的に保障することを目的としており、地方間格差を是正する目的は含んでいない。しかし、２つ目の分析により、人口の多い都道府県ほど一人当たり地方税収は大きくなる傾向が確認された。本稿では、地方税収入の確保は国の責任を離れ、地方の責任と定義しているが、一人当たりの地方税収格差も一定程度是正する政策を提言する。これは、地方交付税従来の財政調整機能を発展させたものである。

本稿では、一人当たり地方税額＋一人当たり「行政保障交付金」額の分配額を人口規模に比した１次式で規定し、地方間の財政格差を是正する。

はじめに

昨今、「地方消滅」という言葉が話題となっている。このままでは日本の地方が消滅してしまう。恐ろしい警鐘が鳴らされたのである。これは、少子高齢化の波に起因する。加えて、労働人口の移動が地方消滅を加速させる。都心部に富んだ産業構造、そして労働生産性の高さが労働人口を惹きつけるのだ。このようにして地方は疲弊していく。疲弊した地方は切り捨て、中核都市を残すのが政府の通説となる勢いだ。

しかし、この流れに任せて地方を疲弊させて良いのか。一度無くなった地方は二度と戻らない。今後人口が増えない社会状況のなかで、地方の再開発も見込めないためだ。「地方創生」が地方の中核だけを残し効率化を図るのを意味するのであれば、現状の政策では私たちの問題意識をクリアできないであろう。

まずは地方を消滅させないこと。少子高齢化が進む中で、社会インフラを賄うポイントの一つとして規模の経済性が考えられる。しかし、人口の少ない自治体はこれを享受できない。そのため、行政運営に大きく苦労するのだが、その支出に即した歳入を得られていない。これには２つの理由がある。

１つの理由は、人口の少ない自治体は地方税収入が小さいということだ。これは地方間の産業構造格差に起因する。

２つ目の理由は、地方交付税交付金の交付問題である。１つ目の税収格差を是正するための地方交付税交付金であるが、これだけでは地方自治体の自立運営は支えられない。地方財政計画で支出額が決まっている範疇で、財源をならしているのに過ぎない。

ではどうすれば、地方団体を存続させられるのか。どの地方団体も切り捨てることなく、本質的な地方創生を目指す政策提言を講じる。

目次

はじめに

第１章 現状分析
第１節 現状の地方財政
第１項 現状の地方財政制度
第２項 地方分権と三位一体の改革
第２節 地域間格差の現状
第１項 県民所得から見た地域間格差
第２項 財政力から見た地域間格差
第３項 「都道府県の声」から見た地域間格差
第３節 問題意識

第２章 先行研究
第１節 先行研究
第１項 現行の地方交付税の算定方式
第２項 地方歳出の性質
第３項 国と地方の責任分化
第２節 本稿の位置付け及び新規性

第３章 分析
第１節　国の責任部門：一人当たり行政経費
第２節　「行政保障交付金」と「格差是正交付税」の総額決定

第４章 政策提言
第１節 国の責任部門への「行政保障交付金」
第２節 地方の責任部門への「格差是正交付金」
第３節 実行可能性
第４節 課題

APPENDIX

参考文献・データ分析

第１章 現状分析

第１節 現状の地方財政

第１項 現状の地方財政制度

地方財政の問題を考えるに当たり、まずは現状の地方財政制度を整理する。地方公共団体の会計は大きく分けて以下の２つが存在する。１つ目は普通会計である。普通会計とは、一般会計と地方公営事業会計を除く特別会計を合算したものである。２つ目地方公営事業会計である。地方公営事業会計とは、地方公共団体が経営する公営企業などにかかる会計の総称である。以下、普通会計を中心的に扱う。普通会計の主項目を表 1-1 に列挙する。それぞれの区分は土居(2017)に従う。

表 1-1 普通会計の主項目

歳入	歳出(性質別分類)
地方税	人件費
地方譲与金	物件費
地方交付税・地方特例交付金	維持補修費
国庫支出金	扶助費
地方債	補助費等
など	普通建設事業費
	災害復旧事業費
	失業対策事業費
	公債費
	貸付金
	積立金
	前年度繰上充用金
	など

土居丈朗(2017)『入門財政学』より筆者作成。

初めに、歳入について整理する。歳入は２通りの大別ができる。

１つ目の分け方は、自主財源と依存財源である。自主財源は地方自治体が独自でその財源を集めるもので、地方税などに代表される。翻って依存財源とは、地方団体が国にその交付を依存しているものである。これには、地方交付税や国庫支出金などが該当する。

２つ目の分け方は、一般財源と特定財源である。一般財源は各地方団体が使途を自由に決められる財源で、これは使途が国などによって定められないほとんどの歳入項目が該当する。逆に、特定財源とは、使途が定められた財源のことである。国庫支出金[2]、地方債などがこれに当たる。

歳入における筆頭項目は地方税[3]であり、地方純計で最大を占めている。財務省によると地方税の税目は表 1-2 の通りである。

表 1-2　国税・地方税の税目・内訳

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税 法人税 地方法人特別税 復興特別所得税 地方法人税	住民税 事業税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 自動車重量税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 軽自動車税 鉱区税 狩猟税 鉱産税 入湯税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 特別土地保有税 法定外普通税 法定外目的税 国民健康保険税			

財務省『国税・地方税の税目・内訳』より引用。

[2] 国庫支出金は特定財源、地方交付税が一般財源である。

[3] 地方税の中で、地方消費税が大きな割合を占める。消費税率８％のうち、6.3％が国税、1.7％が地方税として扱われる。また、2015 年度における地方消費税総額は、約５兆円である。

図 1-1 の通り、総務省の「地方財政統計年報」によると、歳入における地方税の割合は 1955 年から 35%程度を推移している。1980 年代の好景気で 30%前半から 40%を超えた。しかし、バブルの崩壊と共に再び 35%程度の水準程度まで落ち込んだ。また、小泉政権期の三位一体の改革に伴い、地方税が増強され数年 40%を上回ったが、2008 年リーマンショックと共に約 35%まで落ち込んだ。

図 1-1 地方税収の推移

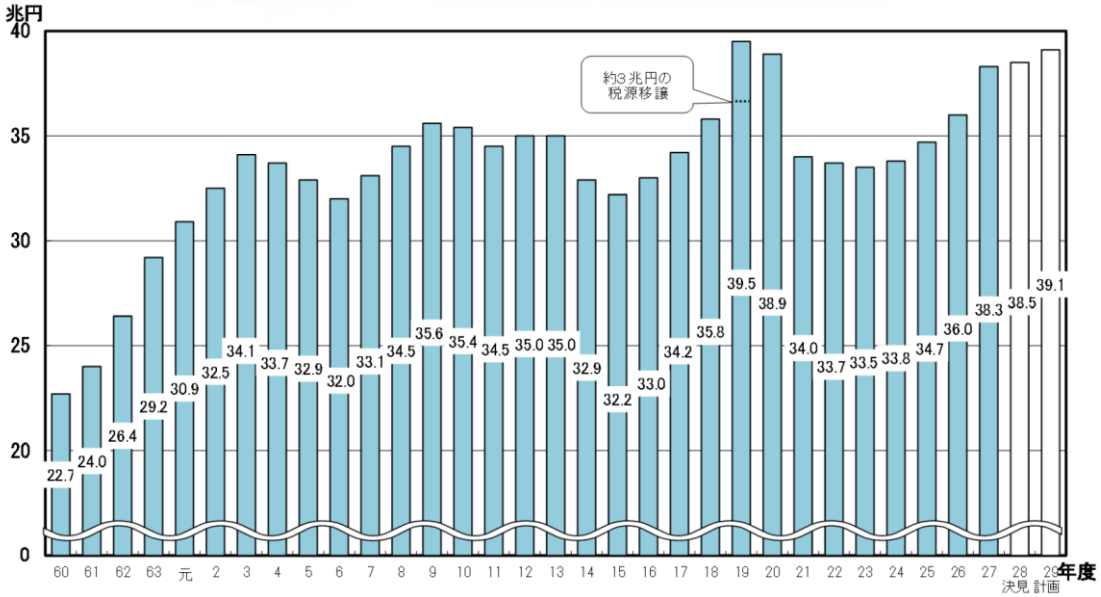

総務省『地方税収の推移』より引用。

歳入の筆頭項目である地方税税目からわかるように、地方税収入は都道府県の人口規模や、産業規模に依存しやすい。そのため、地方税の収入は、人口１人当たりで測ったとしても、都市部が地方に勝ってしまうことが多い。また、法定受託事務として、国から地方へ委任した諸事務の遂行費用においても、地方税収入の多寡に依存したのでは行政運営に支障が出てしまう。

このような課題を改善するために、地方交付税・地方特例交付金は存在する。地方交付税・地方特例交付金は、国から地方団体へ交付される、使途を特定しない財源である。国税項目で国が租税を徴収し、初めは一般会計に繰り入れられる。一般会計から地方交付税交付金として支出され、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下、地方交付税特別会計)に繰り入れられ、各地方団体に交付される。

近年では、両者を合わせ、歳入全体の 20%程度を推移している。この地方交付税の機能は２つあると言われている。財政調整機能と財源保障機能である。前者は、地方自治体間の財源格差を是正する機能である。そして後者は、国の法定受託事務等の遂行に係る地方財政の保障機能である。そして後者は、地方自治体間の財源格差を是正する機能である。

次に地方交付税交付金の交付方法について詳述する。地方交付税交付金の法定分(以下、国税法定分)は、地方交付税法に従って以下の様に定まる。

国税法定分(2015 年)＝所得税の 33.1％＋酒税の 50％＋法人税の 33.1％
＋消費税の 22.3％＋地方法人税

内閣は上記に算定される国税法定分を鑑み、地方財政計画として国会に提出する。直近の二十年強においては、算定の総額を超えた交付になっている。国税法定分と地方交付税総額が異なるのは、地方交付税交付金の機能と算定方法のギャップによる。景気後退などが国の歳入減をきたし、国税法定分を減少させても、地方交付税交付金として交付すべき額はそれに対応して減らすことができないのだ。

次に、国家予算として、算定された地方交付税交付金がどのように各地方団体に分配されるかを確認する。総務省『地方交付税』によると、普通交付税の額の算定方法は以下の通りである。

普通交付税の額の算定方法

普通交付税の額の算定方法は下式のとおりです。「基準財政需要額」、「基準財政収入額」等について以下に解説を加えております。

各団体の普通交付税額　＝（基準財政需要額－基準財政収入額）＝財源不足額

基準財政需要額＝単位費用（法定×測定単位（国調人口等）×補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額＝標準的税収入見込額×基準税率（75％）

つまり、総務省が算定した各地方団体の必要財源のギャップを交付税として与えているということである。基準財政需要額は測定単位に比例的に決まる。測定単位は、都道府県の財政規模を表す指標で、詳しくは表 1-3 の通りである。概ね、人口と都道府県の規模に比例的に決まると言えよう。

最後に、地方譲与税について確認する。地方譲与税は、国税として徴収した租税を地方自治体に一定割合譲与する税のことである。これは歳入のうち、１パーセント程度しかなく、本稿では詳述しない。

加えて、近年地方交付税制度に導入されたトップランナー方式を紹介する。

政府は平成 26 年度、地方交付税制度に「トップランナー方式」を導入した。トップランナー方式について、総務省『トップランナー方式の導入』によると「基本方針 2015 に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進する。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心･安全を確保することを前提として取り組む」と説明される。

現存の地方交付税とは、地方自治体の歳入に繰りこまれるが、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の水準を維持できるよう財源を保障するという見地から、国税として国が代わって徴収するものである。

トップランナー方式の導入とは、地方交付税の基準財政需要額の算定基礎となる単位費用について、合理化が進む自治体の経費水準を反映させるというものだ。

トップランナー方式の検討対象は、地方行政サービス改革に係る調査で把握することとしている地方団体の業務改革の中で、単位費用に計上されている 23 業務である。その中から、学校用務員事務、道路維持補修･清掃等、本庁舎清掃、案内･受付、公用車運転、本庁舎夜間警備、電話交換、一般ごみ収集、学校給食(調理)、学校給食(運搬)、体育館管理、プール管理、競技場管理、公園管理、庶務事務、情報システムの運用の計 16 業務が平成 28 年着手の対象業務とされ、複数年かけて段階的に反映される。残す図書館管理、博物館管理、公民館管理、児童館･児童遊園管理、青少年教育施設管理、公立大学運営、窓口業務の計 7 業務に関しては、地方自治体の意見を踏まえ課題を検討し、平成 29 年度以降、可能なものから見直しがされていく形である。

トップランナー方式について、飛田(2016)で以下のように説明する。

「トップランナー方式にともなう見直しは次の 2 点からなる。第１に経費区分の見直しである。これは単位費用の算定基礎となる経費区分を従来の人件費から委託料等に振り替えるもので、これだけでは単位費用の減少に影響しない。第２に経費水準の引き下げである。これは経費区分の振り替え先である委託料等について、単価を３～５年にわたり段階的に引き下げるものである。(なお道府県分の庶務業務は 1 カ年の引き下げである。)

この場合、他の条件を等しくすれば、単位費用にとってはマイナスの影響をもたらす」

今後の地方行政運営効率化を推進するうえで、重要な制度となろう。

表 1-3 算定項目と測定単位(平成 27 年度)

【道府県分】

1　個別算定経費

項目		測定単位
警察費		警察職員数
土木費	道路橋りょう費	道路の面積
		道路の延長
	河川費	河川の延長
	港湾費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
		外郭施設の延長(漁港)
	その他の土木費	人口
教育費	小学校費	教職員数
	中学校費	教職員数
	高等学校費	教職員数
		生徒数
	特別支援学校費	教職員数
		学級数
	その他の教育費	人口
		公立大学等学生数
		私立学校等生徒数
厚生労働費	生活保護費	町村部人口
	社会福祉費	人口
	衛生費	人口
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口
		75歳以上人口
	労働費	人口
産業経済費	農業行政費	農家数
	林野行政費	公有以外の林野の面積
		公有林野の面積
	水産行政費	水産業者数
	商工行政費	人口
総務費	徴税費	世帯数
	恩給費	恩給受給権者数
	地域振興費	人口
地域経済・雇用対策費		人口
地域の元気創造事業費		人口
人口減少等特別対策事業費		人口

2　包括算定経費

測定単位
人口
面積

【市町村分】

1　個別算定経費

項目		測定単位
消防費		人口
土木費	道路橋りょう費	道路の面積
		道路の延長
	港湾費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
		外郭施設の延長(漁港)
	都市計画費	都市計画区域における人口
	公園費	人口
		都市公園の面積
	下水道費	人口
	その他の土木費	人口
教育費	小学校費	児童数
		学級数
		学校数
	中学校費	生徒数
		学級数
		学校数
	高等学校費	教職員数
		生徒数
	その他の教育費	人口
		幼稚園等の小学校就学前子どもの数
厚生費	生活保護費	市部人口
	社会福祉費	人口
	保健衛生費	人口
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口
		75歳以上人口
	清掃費	人口
産業経済費	農業行政費	農家数
	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
	商工行政費	人口
総務費	徴税費	世帯数
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数
		世帯数
	地域振興費	人口
		面積
地域経済・雇用対策費		人口
地域の元気創造事業費		人口
人口減少等特別対策事業費		人口

2　包括算定経費

測定単位
人口
面積

総務省『基準財政需要額』より引用。

第２項 地方分権と三位一体の改革

社会の進歩に伴い、各地方団体によって行政サービスの需要も異なってきた。こういった地方間需要ギャップに対応するために、1990 年代から地方分権改革が推進されてきた。我が国の地方分権改革は、平成５年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」に端を発する。今日、平成 29 年に至るまでの 24 年、多くの政策が取り組まれた。そして近年では、小泉政権時の三位一体の改革によって、議論が再燃した。以下、西森（2004）に従い、三位一体の改革とその問題点について詳述する。

三位一体の改革とは、補助金の縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に改革することである。平成 14 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」において、「国庫補助負担金、地方交付税、財源移譲を含む財源配分のあり方を三位一体で検討し、具体的な改革案を今後一年以内を目途にとりまとめる」と記された。これ以降、国と地方の財政関係の改革は三位一体の改革と呼ばれている。

税源移譲とは、納税者(国民)が国へ納める税(国税)を減らし、都道府県や市町村に納める税(地方税)を増やすことで、国から地方へ税源を移すことである。類似の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」や「三位一体の改革について」(平成 17 年 11 月 30 日政府・与党合意)などの決定を経て、平成 18 年度税制改正において、国から地方へ、３兆円の税源移譲が実現することとなった。

地方交付税については、地方財政計画における地方歳出の縮減から、大幅な総額抑制が行われた。以下２つのポイントが挙げられる。

(１)規模の圧縮

平成 16 年度予算での一般会計ベースでの地方交付税の金額は、約 15.4 兆円であり、前年度比１兆円の縮減(6.1%減)となった。地方交付税の一般会計ベースでの縮減は、５年ぶりのことである。他方、一般会計ベースの金額に、地方交付税特別会計からの借入金等を加算した、地方への支払いベースでの金額は、３年連続の縮減で、前年度比 1.3 兆円減額(6.5%減)の 16.9 兆円である。平成 16 年度予算では、一般会計ベース、支払いベースともに縮減され、２つの格差も縮まったとはいえ、地方交付税特別会計からの借入金の累積額は、約 50 兆円に上る。

(２)平成 16 年度地方財政計画の概要

地方交付税の地方への支払いベースでの金額は、地方財政計画を基に算定される。平成１６年度の地方財政計画では、歳出総額が 84.7 兆円と見積もられ、前年度比１．５兆円の歳出削減が行われた。これは、職員数の削減、給与関係経費の削減、地方単独事業の減額などにより、大幅に歳出が削減されている。

上記の改革を以て、一定の評価を受ける三位一体の改革であるが、西森(2004)では以下２つの課題も述べられている。

(1)補助金の縮減

補助金の縮減は、１兆円という数値目標が設定され、達成されたことについては評価されている。しかし、その内情については、各省庁が数合わせに走り、裁量の余地が少ない補助金が多く地方に移管されることとなった。そのため、実質的に地方の自主性が拡大され

るかどうか不透明である、と指摘されている。

(2)地方交付税改革
地方交付税の総額が約 1.3 兆円圧縮されたが、更なる圧縮の必要性が唱える意見がある一方で、国の財政再建だけが先行しており、地方の裁量が広がっていないという批判もなされている。また、交付税改革の中身については、算定基準・方法の改革等を含んだ根本的な改革に手が付けられていないこと、交付税の根幹を成す財源保障機能と財政調整機能という両機能の在り方について、明確な方針が示されていない、との指摘が上がっている。

また、政策目標は一定程度達成されたが、地方自治体は交付を受ける量が減る結果となっている。平成 16 年度の改革では、地方交付税は約 1.3 兆円、臨時財政対策債は約 1.7 兆円削減された。そのため、各地方自治体は、厳しい財政運営を迫られることとなった。
このような中、沖縄県では地方自治法に反して、一般会計予算で赤字予算案を作成し、市の財政窮迫状態を訴えた。また、44 都道府県の予算不足額は約２兆 6000 億円に上るという調査結果を発表している。各自治体は、人件費の抑制や基金の取り崩しで財源不足に対応しているが、今後も更なる厳しい財政運営を強いられそうである。こうした状況を受けて、地方自治体からは、三位一体改革を強く批判する声が上がっている。

第２節 地域間格差の現状

第１項 県民所得から見た地域間格差

次にわが国の地方間格差を３つの視点から考察する。
まずは都道府県間の県民所得の視点から考察する。表４は平成 25,26(2013,2014)年度の都道府県別県内総生産(名目、10 億円)を示している。都市の規模、人口に比例して、県内総生産の大小が決まっているのがわかる。ただ、このデータだけで、地方間格差は判断できない。都道府県民の格差を決するのは、一人当たりの実質値であるためだ。表５が平成 26 年度の都道府県別一人当たり県民所得を表している。東京が 451.2 万円、沖縄が 212.9 万円と、２倍以上の格差がある。これは産業の分布に大きく依存すると考えられる。
地方間の人的資本格差を研究した徳井・牧野・児玉・深尾(2013)によると、地方間の人的資本の質は大きく異なる。図１の都道府県間分析に加えて、産業間の視点も踏まえる[4]ことで２点の示唆を得ている。１点目は図 1-2 からもわかる通り、東京都の人的資本の質が他の地方自治体に比べ、抜きんでて大きいということである。そして、２点目は同産業間の都道府県格差よりも、同地方自治体間の産業間格差の大きいということである。都市部には、各企業の本社が集約されており、第三次産業の総合職ポストも多い。そのため、一般的に人的資本の質が高く、労働生産性も高くなっていると言えよう。それに関連して、そのような都市部を目がけ、多くの若者が都市部へ流入してくることも明らかにしている。こういった現状が２倍以上の県民所得格差を説明する要素の１つと考えられる。
また、図 1-3 は同年の都道府県別消費者物価地域差指数である。最も低い宮崎県に比べて、東京は 1.098 倍の水準となっており、物流の高度化の影響などで地方間での著しい物価差は起こりにくいと考えられる。したがって、物価の格差は、１人当たり県民所得に２倍ほどの影響を与える要因で無いことがわかる。

[4] この分析も 2008 年度のデータを用いて行われた。

ここまで一人当たり県民所得格差について考察し、１つの要因として産業構造の差が寄与していると考えた。本稿では、地方団体の継続的な行政運営をテーマに扱うために、一人当たり県民所得格差は地域の特性によるものと仮定し、行政運営に影響するものではないとする。

表 1-4　平成 25, 26 年度都道府県別都道府県別県内総生産（名目、10 億円）

	平成25年度	平成26年度	増加率（%）
北海道	18,289	18,485	1.1
青森県	4,397	4,428	0.7
岩手県	4,534	4,647	2.5
宮城県	8,545	8,896	4.1
秋田県	3,460	3,459	▲0.0
山形県	3,778	3,755	▲0.6
福島県	7,195	7,400	2.9
茨城県	11,418	11,612	1.7
栃木県	8,174	8,183	0.1
群馬県	7,802	8,005	2.6
埼玉県	20,806	20,914	0.5
千葉県	19,788	20,045	1.3
東京都	94,031	94,902	0.9
神奈川県	30,334	30,322	▲0.0
新潟県	8,684	8,699	0.2
富山県	4,371	4,453	1.9
石川県	4,552	4,588	0.8
福井県	3,164	3,130	▲1.1
山梨県	3,069	3,119	1.6
長野県	7,704	7,887	2.4
岐阜県	7,066	7,209	2.0
静岡県	15,636	15,443	▲1.2
愛知県	35,392	35,990	1.7
三重県	7,656	7,656	0.0
滋賀県	5,839	5,846	0.1
京都府	9,759	10,054	3.0
大阪府	37,297	37,934	2.0
兵庫県	19,157	19,788	3.3
奈良県	3,518	3,541	0.7
和歌山県	3,589	3,579	▲0.3

	平成25年度	平成26年度	増加率（%）
鳥取県	1,771	1,779	0.5
島根県	2,319	2,382	2.7
岡山県	7,268	7,243	▲0.3
広島県	10,795	11,238	4.1
山口県	5,772	5,969	3.4
徳島県	2,949	3,012	2.2
香川県	3,645	3,672	0.8
愛媛県	4,706	4,756	1.1
高知県	2,306	2,350	1.9
福岡県	17,850	18,112	1.5
佐賀県	2,687	2,737	1.9
長崎県	4,367	4,310	▲1.3
熊本県	5,573	5,600	0.5
大分県	4,067	4,143	1.9
宮崎県	3,589	3,643	1.5
鹿児島県	5,272	5,330	1.1
沖縄県	3,913	4,051	3.5
全県計	507,760	514,296	1.3

北海道・東北	58,881	59,767	1.5
関東	203,125	204,990	0.9
中部	77,837	78,469	0.8
近畿	79,069	80,741	2.1
中国	27,925	28,611	2.5
四国	13,606	13,791	1.4
九州	47,318	47,927	1.3

内閣府（2017）『平成 26 年度県民経済計算について』より筆者作成。

表 1-5　平成 26 年度都道府県別一人当たり県民所得

	実数				増加率（%）		
	県民所得（100万円）	うち県民雇用者報酬	総人口（人）	人当たり県民所得（千円）	県民所得	総人口	1人当たり県民所得
北海道	13,823,619	9,406,590	5,400,120	2,560	0.1	▲0.6	0.7
青森県	3,177,145	1,975,641	1,321,083	2,405	▲1.0	▲1.1	0.1
岩手県	3,488,246	2,117,609	1,284,426	2,716	0.7	▲0.8	1.5
宮城県	6,534,558	4,082,781	2,327,700	2,807	2.0	▲0.0	2.0
秋田県	2,558,180	1,453,022	1,036,982	2467	▲0.9	▲1.3	0.4
山形県	2,927,508	1,822,225	1,130,724	2,589	▲2.0	▲0.9	▲1.1
福島県	5,536,560	3,385,106	1,935,456	2,861	1.9	▲0.6	2.5
茨城県	9,012,620	5,516,485	2,918,710	3,088	▲0.6	▲0.4	▲0.1
栃木県	6,343,577	4,310,534	1,980,077	3,204	▲2.8	▲0.3	▲2.6
群馬県	6,109,028	3,618,840	1,976,029	3092	1.0	▲0.4	1.4
埼玉県	21,016,915	14,830,243	7,238,933	2,903	▲0.3	0.2	▲0.6
千葉県	18,403,829	12,836,301	6,197,218	2,970	▲0.4	0.1	▲0.5
東京都	60,415,546	34,097,781	13,389,725	4,512	▲0.2	0.7	▲0.9
神奈川県	26,642,483	20,010,726	9,096,022	2,929	▲1.2	0.2	▲1.4
新潟県	6,238,313	4,335,871	2,312,973	2697	▲1.6	▲0.7	▲0.8
富山県	3,407,757	1,968,099	1,069,796	3,185	▲0.1	▲0.6	0.5
石川県	3,405,574	2,159,390	1,155,720	2,947	▲1.2	▲0.3	▲0.9
福井県	2,347,117	1,432,374	789,604	2,973	1.3	▲0.6	2.0
山梨県	2,352,709	1,546,375	841,224	2,797	▲1.0	▲0.7	▲0.2
長野県	5,950,452	4,190,200	2,109,418	2,821	1.2	▲0.6	1.8
岐阜県	5,545,258	3,750,930	2,041,207	2,717	0.1	▲0.5	0.6
静岡県	11,930,115	7,422,465	3,705,352	3,220	▲1.8	▲0.5	▲1.3
愛知県	26,296,107	17,667,631	7,455,351	3,527	▲0.5	0.2	▲0.7
三重県	5,738,601	3,460,900	1,825,377	3,144	▲0.7	▲0.4	▲0.3
滋賀県	4,424,365	2,686,600	1,415,515	3,126	▲2.1	▲0.0	▲2.1
京都府	7,903,445	4,682,882	2,609,693	3,028	2.3	▲0.3	2.6
大阪府	26,624,521	17,502,947	8,835,525	3,013	0.6	▲0.1	0.7
兵庫県	15,756,731	10,460,758	5,541,074	2,844	2.1	▲0.3	2.4
奈良県	3,486,255	2,505,058	1,375,783	2,534	0.5	▲0.5	1.0
和歌山県	2,717,023	1,446,506	971,165	2,798	▲1.6	▲0.8	▲0.8
鳥取県	1,337,529	930,406	573,940	2,330	▲1.3	▲0.6	▲0.6
島根県	1,699,429	1,172,982	696,516	2,440	1.3	▲0.8	2.1
岡山県	5,216,032	3,580,987	1,924,147	2,711	▲2.3	▲0.3	▲2.0
広島県	8,912,130	5,339,010	2,833,320	3,145	2.3	▲0.2	2.6
山口県	4,401,348	2,541,450	1,408,178	3,126	1.7	▲0.8	2.5
徳島県	2,219,318	1,202,149	763,864	2,905	▲0.2	▲0.8	0.6
香川県	2,835,364	1,814,535	981,082	2,890	1.9	▲0.4	2.3
愛媛県	3,516,676	2,255,134	1,395,483	2,520	0.1	▲0.7	0.8
高知県	1,866,110	1,109,777	737,737	2,530	0.1	▲1.0	1.1
福岡県	14,045,458	9,559,053	5,091,106	2,759	▲0.6	0.0	▲0.6
佐賀県	2,095,531	1,115,130	835,040	2,509	0.7	▲0.6	1.2
長崎県	3,263,193	2,119,992	1,386,468	2,354	▲2.5	▲0.7	▲1.8
熊本県	4,297,484	2,801,874	1,794,091	2,395	▲0.5	▲0.4	▲0.1
大分県	3,025,067	1,973,144	1,171,061	2,583	0.6	▲0.6	1.2
宮崎県	2,653,148	1,670,283	1,114,109	2,381	▲0.7	▲0.6	▲0.2
鹿児島県	3,984,592	2,532,541	1,667,830	2,389	▲0.8	▲0.7	▲0.1
沖縄県	3,024,363	1,956,930	1,420,865	2,129	1.8	0.4	1.3
全県計	388,506,929	250,358,220	127,082,819	3,057	▲0.1	▲0.2	0.0
北海道・東北	44,284,129	28,578,845	16,749,464	2,644	0.1	▲0.6	0.8
関東	156,247,159	100,957,485	45,747,356	3,415	▲0.5	0.2	▲0.7
中部	58,670,529	37,861,789	18,042,407	3,252	▲0.7	▲0.2	▲0.5
近畿	60,912,340	39,284,751	20,748,755	2,936	0.9	▲0.3	1.1
中国	21,566,468	13,564,835	7,436,101	2,900	0.7	▲0.4	1.2
四国	10,437,468	6,381,595	3,878,166	2,691	0.5	▲0.7	1.2
九州	36,388,836	23,728,920	14,480,570	2,513	▲0.4	▲0.3	▲0.1

内閣府(2017)『平成 26 年度県民経済計算について』より筆者作成。

図 1-2　人的資本の質の地域間格差指数（東京都＝１の指数、2008 年）

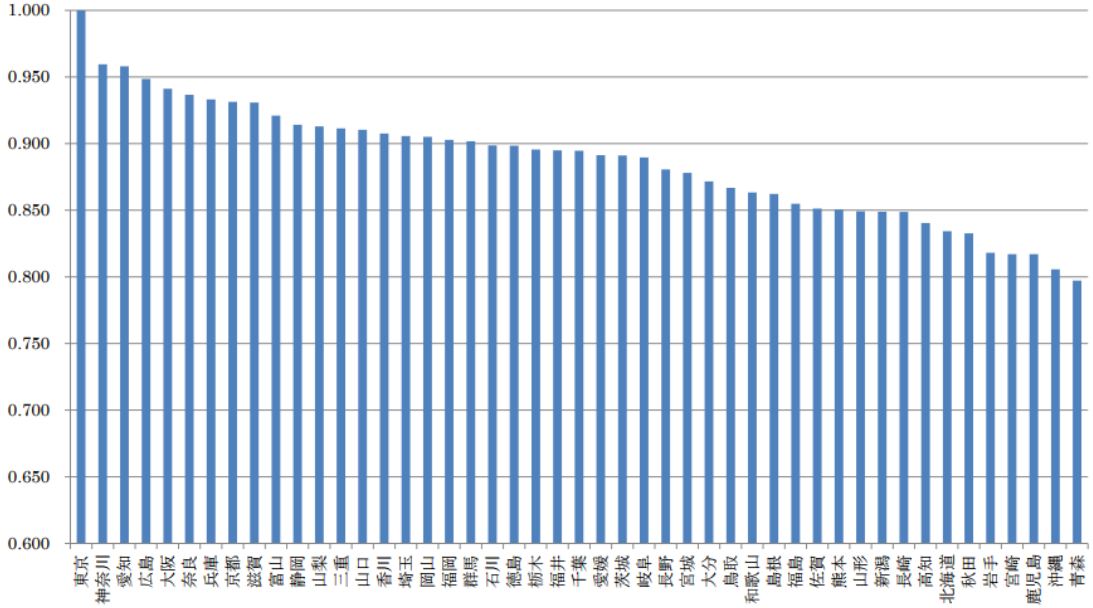

徳井・牧野・児玉・深尾（2013）『地域間の人的資本格差と生産性』より引用。

図 1-3　都道府県別消費者物価地域差指数（総合）

（全国平均＝100）

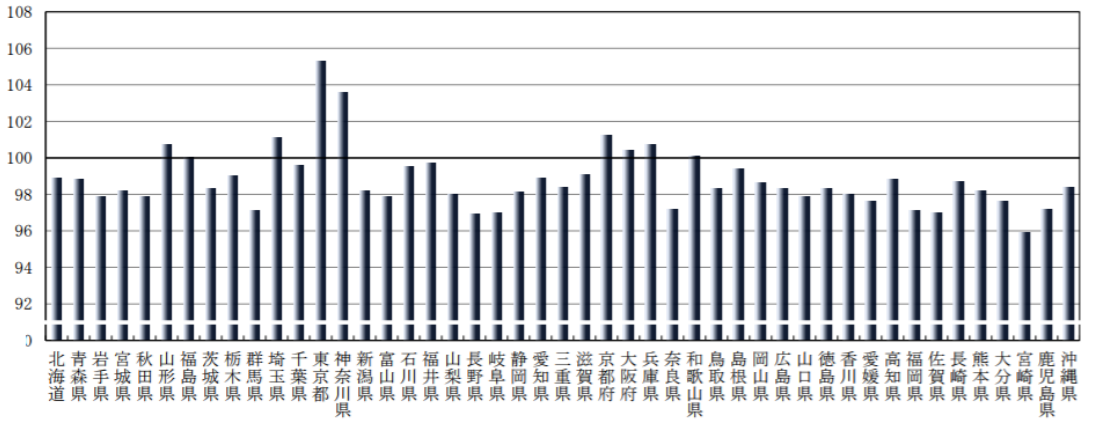

統計局『消費者物価指数』より引用。

第２項 財政力から見た地域間格差

次に財政力から見た地域間格差を考察する。ここでいう財政力とは便宜的に、一人当たり歳入の大きさと定義する。前述の通り歳入は、大きく分けて地方税と地方交付税、地方譲与税などで構成される。

図 1-4 は各都道府県民一人当たりの一般財源を表したものである。地方税の構造的な問題から、東京は交付税＋地方譲与税を抜いても、平均を超えている。翻って、一人当たりの水準では、人口の少ない島根県が最も大きい。交付税＋地方譲与税が半分以上を占め、

平均を大きく超えているためだ。これらの交付水準はどのように決まっているのだろうか。

つまり、総務省が推定した各都道府県必要財源のギャップを交付税として与えているということである。基準財政需要額は測定単位に比例的に決まる。測定単位は、都道府県の財政規模を表す指標で、詳しくは表３の通りである。概ね、人口と都道府県の規模に比例的に決まると言えよう。

宮崎(2016)では、これら一人当たりの一般財源格差を平準化するべく、税制改革のシミュレーションを行った。しかし、その政策は過疎地域から過密地域へと財源を移すことを意味する。この政策は地方間格差を適切に是正するのか、疑問の余地が大きい。これは基準財政需要額の算定方法に問題があると考える。過密地域も過疎地域も、財政が賄うインフラにおいて固定費用が大きい。人口や都道府県規模に比例的に伸びるという算定は問題をはらんでいると言えよう。これが、都道府県の自立に際して、図２ではわかり得ない格差を生んでいる要因と考えられる。

図 1-4 都道府県別一人当たり一般財源格差(2013 年度)

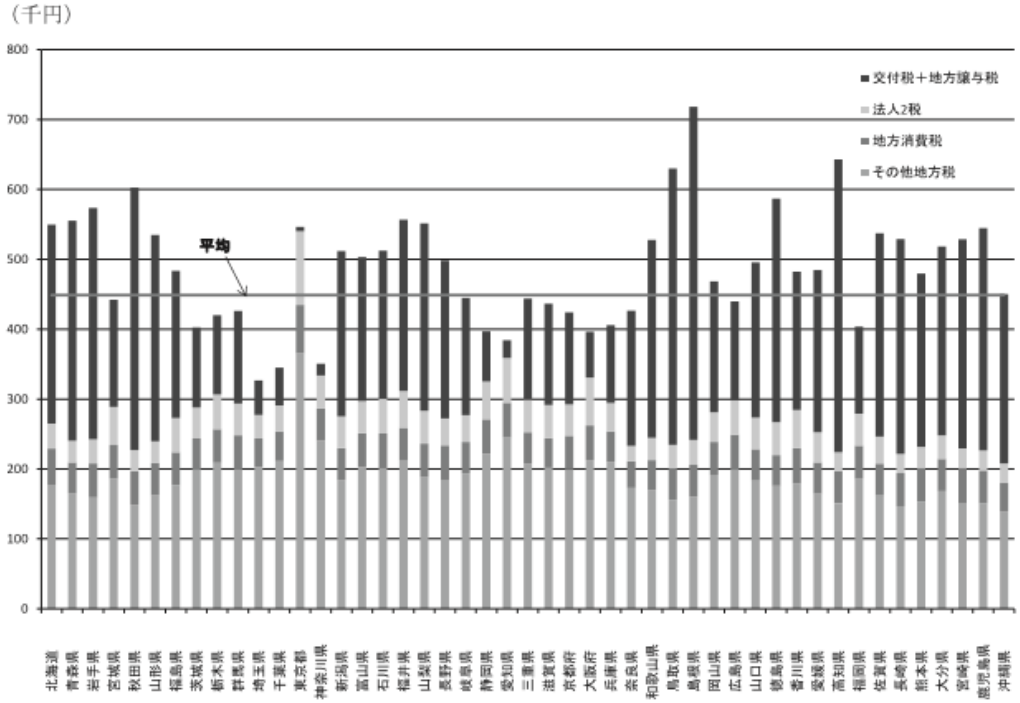

宮崎毅(2016)『財政力の地域間格差と税源配分
:交付税は格差を是正するのか？』より引用。

第３項　「都道府県の声」から見た地域間格差

各都道府県が公式に表明している見解からも地域間格差の問題が浮き彫りになる。特に、多額の地方交付税に依存して財政運営を行っている鳥取県・島根県・高知県は行政運営の困難性について強く主張している。

鳥取県は県ホームページで、「現在の県財政は危機的状況であり、その一因として、歳出面では景気対策を国と一緒に行うために県債を大量に発行し続け、その返済の時期を迎えたことが挙げられる。歳入面においては平成 16 年度に、本県において最大の歳入である地方交付税を国が急激かつ一方的に減額を行ったことが大きな要因である。もちろんこれまで様々な既存の事業の見直しをして歳出を削減する努力をし、効果をあげているが、それ以外に歳入が減少したためこうした非常事態に陥っている」と訴える。

同様に島根県も地方交付税の必要性を訴える。また、島根県は、

『我が国では近年、福祉・医療関係の経費が増加する一方、景気低迷による税収の伸び悩みに直面するという厳しい状況であるため、地方交付税の必要額が確保されない。各地方団体は行政改革を遂行しているが、財政不足により本県でも多額の基金の取り崩しをしており、財政が破綻すれば県民の暮らしにも大きな影響を及ぼすことは必至である』と同様に県ホームページに記す。

これらは都道府県単位における声であるが、市単位で見ても同様の首長がある。高知市は、都市部に比べ景気回復が鈍い地方経済状況のもと、法人市民税などの税収の伸び率が固定資産税の減収を上回ることが予想されるにもかかわらず、地方交付税など国の地方財政政策の動向が不透明であることを不安視している。

いずれの例も、地方交付税の限界を示唆していると言えよう。

第３節 問題意識

以上により、「三位一体の改革」などで地方分権が進められていることとは裏腹に、地方自治体のニーズに合わせた行政運営が行えていないことがわかった。この課題に関し、本稿では２つの問題意識を提起する。１つ目は地方交付税交付金が１人当たり歳入を平準化するのみで、地方自治体の継続的な行政運営をサポートするのに十分とは言えない点である。２つ目は、地方交付税の交付額決定方法が不透明かつ複雑である点である。

本稿が目指す日本の将来像である「地方を消滅させない社会」を実現するためには、地方交付税を地方自治体の真の需要に即した制度に転換すべきだろう。これには、歳入ベースの交付方法から、行政経費需要ベースで交付する必要がある。地方を消滅させないために、どの行政経費が必要なのか策定することも重要となろう。

第 2 章 先行研究

第 1 節 先行研究

地方交付税制度に関する先行研究を、現行制度の地方交付税の算定方式、地方歳出の理解の 2 種類に分類し、さらに地方財政についての先行研究も考察する。

第 1 項　現行の地方交付税の算定方式

普通交付税は先にも述べた通り、基準財政需要額と基準財政収入額に基づき算定される。井堀・岩本・河西・土居・山本(2006)は、この算定方法に疑問を呈する。基準財政需要額については、算定に用いる単位費用は毎年度変更が加えられているにもかかわらず、財政需要の実態を表す決算額との乖離が埋められていないことから、詳細な算定方式の意義は不透明であると述べる。また基準財政収入額は、地方自治体の法定普通税等の標準税率における税収の 75%と地方譲与税の全額を合計したものであるため、税収入が増えても増収分の４分の３は基準財政収入額に算入され、その分普通地方交付税額が減額になる。この点において、地方自治体は、予算を支出して地域経済活性化を行ってもあまり歳入増につながらず、地域経済活性化を講ずるインセンティブが生じにくくなっているとする。さらに基準財政需要額と地方交付税の関係性についても検証している。地方交付税額は毎年度大きく変動しており、都道府県の場合対前年度 10%を超える増減が確認出来る。この変動への寄与のうち、基準財政需要額の変動の寄与が大きい。さらに一つの年度において、すべての都道府県においてプラス、マイナス同一方向の寄与度になっていることから、個々の都道府県の基準財政需要額の変動が、地方財政計画に基づき決定される地方交付税の総額の変動に左右されるところが大きいことを示している。このように毎年度大きく変動する基準財政需要額は地方自治体にとって予見可能性が低く、さらに地方交付税額の決定が夏頃と遅いため、地方自治体は歳入額が未定のまま事業年度をスタートさせねばならない。このことが地方自治体の運営を非常に困難なものにしていると指摘する。

また貝塚・本間・高林・長峰・福間(1987)においても普通交付税の算定構造が機能不全に陥っている可能性について言及される。ローレンツ曲線による分析から、普通交付税の配分前と配分後で人口 1 人当たり財源額の順位の逆転を伴っていることを確認した。この「順位入れ替え効果」を人口グループ別にみると、小都市と大都市・中都市間でかなりの順位逆転が生じている。地方交付税制度は複雑な算定方式の中に多くの算定要素を含み、複数の役割を同時に果たすものとして運営されてきたが、現行制度は財源保障的色彩が強く、期待されているすべての役割に対し有効に機能しているわけではないとする。

第 2 項 地方歳出の性質

前項のような交付税算定方法の複雑さ・不透明さゆえ、地方歳出の簡易な理解を目的とした先行研究が複数存在する。貝塚・本間・高林・長峰・福間(1986)では、地方交付税制度には①国と地方の財源分配、②地方の財源保障、③地方間の財政調整の 3 つの機能があると述べ、地方交付税の算定構造をミクロに分析した。基準財政需要額に関する回帰分析から、一人当たり基準財政需要額は人口と面積の二次式で最もよく説明され、U 字型曲線が描けることが示された。

井堀・岩本・河西・土居・山本(2006)でも同様の分析を行っている。基準財政需要額と人口と面積、またこれに加え人口２乗と面積２乗で回帰分析を行ったところ、現行の基準

財政需要額は人口と面積のみでも相当説明可能であることがわかった。
林正義(2002)は市町村合併の議論から「規模の経済」について考察し、一人当たり歳出は人口が小さい領域においては逓減し、人口規模が大きい領域では逓増する U 字型を示すこと、つまり、他の条件が等しければ、地方公共サービスの利用者数が過剰に増加することによって「混雑効果」が発生することが確認された。

第３項 国と地方の責任分化

第 1 項と第 2 項では現行の地方交付税の分析を行った先行研究を見てきたが、日本の地方財政の在り方を一から見直し、地方財政の抜本改革を試みた先行研究も存在する。
赤井・岩本・佐藤・土居(2010)では、当時の鳩山内閣が打ち出した「地方主権」の確立に際し、地方財政問題を議論する。現行の地方分権改革は、地方の税収比率の引き上げ、交付税総額の確保など、地方財源の「量的」充実に偏向してきた。しかし真の「地方主権」の趣旨は、地方の主体性と自立といった「質的」向上にあると述べる。
これまでの地方分権政策の問題点として、国と地方の責任の所在が不透明であること、地方交付税の中に財源保障と財政調整の機能が混在していること、対症療法的制度が乱立していることなどが挙げられる。そこで赤井・岩本・佐藤・土居（2010）は、国の財源保障範囲を特定した上で、地方財政の「質的」転換を図った。
その要点は３点ある。1 点目は、国庫補助負担金の「交付金化」である。この一括交付金は国が 100％国庫負担で財源保障する分野とする。導入の目的は、国が「ナショナル・ミニマム(最低限の生活水準)」を財源保障し、国の責任と関与の範囲を明示することで、それ以外の分野において完全なる地方の裁量を実現することにある。２点目は政府間財移転の財源保障と財政調整の機能分離である。財源保障と財政調整の機能はそれぞれ、「新しい交付金」と「新しい交付税」に持たせる。交付金は緩やかな特定補助金、交付税は使途を地方の裁量に委ねた真の一般補助金と位置付ける。既存の特例交付金と地方譲与税は、財源保障を担う部分を交付金に、残部を交付税に取り込み、財政移転制度体系を大幅に簡素化する。制度と機能の一致は地方自治を担う国民にとってわかりやすい。３点目は地方法人課税への依存の是正である。我が国の地方税は地方法人二税へ過度に依存しており、また法人二税は地位間での偏在性があるため、格差を助長している。そこで地方法人課税を国税に移行することを提案する。
以上の点を踏まえ、わかりやすい新交付金・交付税制度を提言する。新制度の要点としては主に以下のようなものがある。
１つ目は国と地方の役割分担の明確化である。現在は幅広いサービスに対し手厚い財源保障を行っているが、それを改め、国の財源保障の範囲を基礎的サービスの最低水準(ナショナル・ミニマム)に限定する。基礎的サービスは、消防・警察、義務教育、最低限の社会福祉、災害復旧等とする。
２つ目は基礎的サービスを財源保障し「交付金化」することである。基礎的サービスの財源保障部分は原則全額を「交付金」として各自治体に配分し、その交付金は財源保障対象の政策分野ごとに決定する。特定財源であり使途はそれぞれの分野に限定されるが、その分野内での運営詳細は地方の裁量に委ねられる。
３つ目は、交付金は一括かつ包括的である点である。交付金は、国が責任をもって定めたサービス水準を確保するために必要な額を算定し、例えば学校教育サービスであれば生徒数などの、透明性のある基準に基づき包括的に配分する。使途は個別の事業別に細分化はせず、カテゴリーの中では自由に使うことができる。
４つ目は、交付税は財政調整に特化することである。新交付税は各自治体が独自の公共

支出を賄うための財源となり、新交付税の目的は、基礎的サービスのうち最低保障水準を超過する分と基礎的サービス以外を賄う一般財源「地方間格差」の是正であり、地域間の公平と機会の均等化を図ることである。

５つ目は交付税を地方固有の財源とすることである。その規模・配分の原則については、「国と地方の協議の場」で決定する。併せて、新交付税の負担の所在も地方財政に固有であるとこを納税者に対し明らかにする。

６つ目は地方の法人課税依存度の引き下げである。我が国の地方税の問題点として、法人事業税・法人住民税を合わせた地方法人二税への依存度の高さがある。法人二税は地方間格差の助長、地方の税収の不安定化をもたらしてきた。これを是正することを目的とし、法人事業税を国税化し、すでに国税化されている地方法人特別税と合わせ、その財源は交付税の原資もしくは交付金として財源保障に充てる。

７つ目は地方消費税の分離・独立化である。地方消費税は安定的かつ偏在性の少ない税源であるが、現行制度では国の消費税と連動してしまっている。本来国と地方の財政状況は異なっているのだから、各々が独自に消費税の増税幅を決定できることが望ましい。そこで、地方消費税を国の消費税率と切り離すことを提言する。

上記で提言してきた地方財政改革案を具体的に示すと、図表１のようになる。交付金の対象範囲を国が財政保障し、残額は地方が責任を負うことにする。

図 2-1　地方財政の現状(左図)と目指す姿(右図)

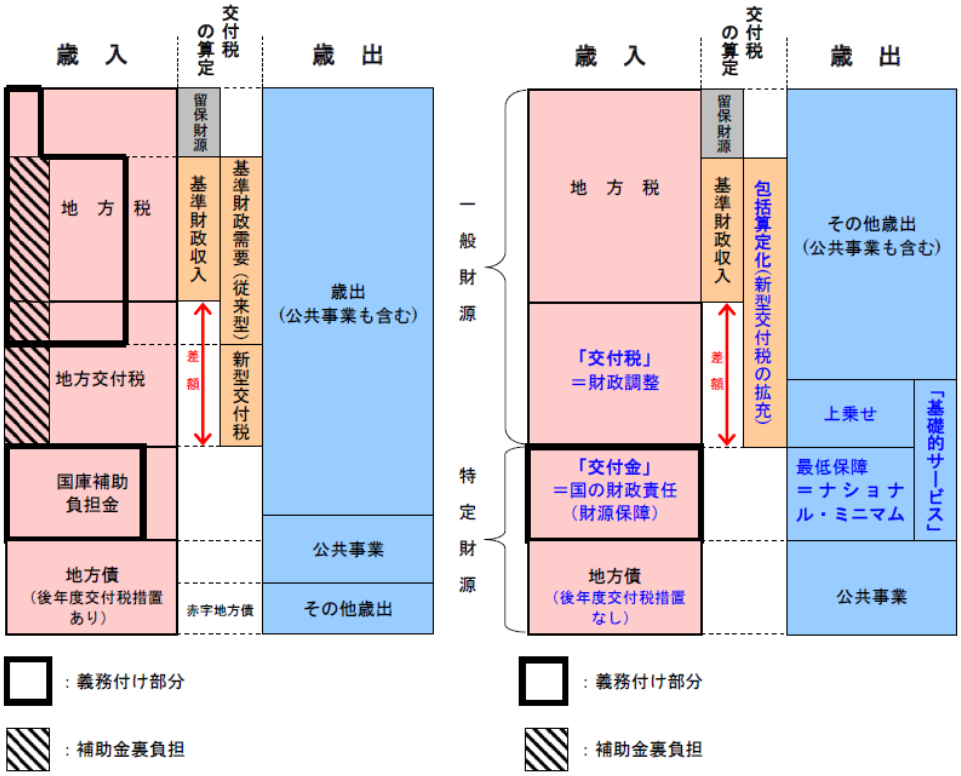

赤井・岩本・佐藤・土居「提言：『地方分権』の実現に向けた地方財政抜本改革」より引用。

第２節 本稿の位置づけ及び新規性

前節において、基準財政需要額に依って交付税額を算出する意義が不透明であること、基準財政需要額が人口と面積で説明可能であること、そして現行制度においては国と地方の権限が曖昧であることが確認された。本稿では、基準財政需要額に基づく交付税額の算出方式を撤廃し、地方交付税制度を変改することで、持続可能な地方行政運営を達成し、地方経済活性化を講ずるインセンティブをも生じさせる、新たな地方交付税制度を提言する。

ここで、持続可能な行政運営のために最低限必要な経費を「ナショナル・ミニマム」として定義する。本稿で採用するナショナル・ミニマムの概念は、赤井・岩本・佐藤・土居(2010)で提案された枠組を引き継ぐ形をとる。ここでは地方税財政改革のため、財政移転制度の「質的」転換を提言した。詳しくは、社会的に重要な基礎的サービスの最低水準(ナショナル・ミニマム)を国の財源保障の範囲とし、その超過分については地方が各地域のニーズを汲み取り自己決定する。赤井・岩本・佐藤・土居（2010）では、基礎的サービスに関わる支出を、教育、福祉、警察・消防関連と定め、地方財政計画における現行の財源保障の範囲をナショナル・ミニマムとみなした。本稿ではこの国と地方の分権の枠組みを採用し、国と地方の責任範囲を明確にした地方財政の新制度について考察する。

まず、国の責任範囲の経費である基礎的サービスを「行政経費」とし、行政経費の各項目について、都道府県別に人口と人口２乗、面積と面積２乗で回帰分析を行う。当分析において説明変数に人口と面積を用いる理由としては、貝塚・本間・高林・長峰・福間(1986)や井堀・岩本・河西・土居・山本(2006)において、一人当たり基準財政需要額は人口と面積から説明可能であることが示されたためである。また林正義(2002)で確認されたように、回帰分析で導出される２次式は混雑効果のため、項目によっては U 字型をたどると想定さる。この分析から各都道府県の行政経費の理論値を導き出し、その比率に依って交付金を分配する新制度を提案する。さらに交付税についても、現行制度における地域間格差を是正する形での分配方法を示す。

本稿における新規性は、新たな政府間財政関係の枠組の試算を行った点と、新しい交付金・交付税の配分制度の構築を提言すること、の２点である。

まず、赤井・岩本・佐藤・土居(2010)で示された国単位での地方財政の枠組を採用してナショナル・ミニマム行政経費を試算し、都道府県単位で示した。赤井・岩本・佐藤・土居(2010)では、地方主権を目的に地方財政の新たな枠組を打ち出していたのに対し、本稿ではその枠組だけを引用し、地方が消滅しない最小限度の財源の確保を目指した。

次に、交付金の配分については、地方自治体の人口規模と面積、独自に算出した都道府県別一人当たり行政経費を回帰分析し、その結果を考慮したうえで最低限度の社会的サービスを保障するナショナル・ミニマムを「行政保障交付金」として交付することを提案する。交付金は国が財源保障する範囲であるため、地方自治体が経費削減のインセンティブを失わないような政策提言も併せて行う。交付税については、地方自治体の人口規模に比すが、現行の地方税の地方間格差を是正する形での「行政保障交付金」の分配方式を目指した。これは、交付金とは異なり、交付税には財政調整の機能を持たせるためである。この交付税の分配においては、分配前の収入より分配後の収入が少なくなるという「逆交付税」が発生することも視野に入れる。

第３章 分析

第１節　国の責任部門：一人当たり行政経費

まず、・・・・について考察するため、直近３年間の 2013, 2014, 2015 年度のデータを用いて時系列方向に固定効果を入れたパネルデータ分析を行った。１人あたり行政経費の状況を分析すべく、以下に推定式を示す。2011, 2012 年のデータを含めなかった理由は、東日本大震災の影響が大きく、標本としてふさわしくないと判断したことによる。

$$Y_{it} = \alpha_t + \beta_1 P_{it} + \beta_2 P_{it}^2 + \beta_3 A_{it} + \beta_4 A_{it}^2$$
$$\hat{C}_{xi} = X_{it} \times P_i$$

ただし、Y_{it}：被説明変数(一人当たり行政経費)、P_{it}：各都道府県の人口、
A_{it}：面積、i=1, 2, …, 47:都道府県、t=2013, 2014, 2015:年度
$\alpha_t, \beta_j \in R, j \in \{1,2,3,4\}$

この推定式に基づき、一人当たり行政経費の理論値を求め、それらに当該都道府県の人口を掛け合わせることで、各都道府県あたりの行政経費を算定する。

以下、分析の留意点を述べる。詳しくは第２章第１項によるが、貝塚・本間・高林・長峰・福間(1986)では、基準財政需要額に関する回帰分析から、一人当たり基準財政需要額は人口と面積の二次式で最もよく説明され、U 字型曲線が描けることが示された。

また、井堀・岩本・河西・土居・山本(2006)も同様の分析を行っている。基準財政需要額と人口と面積、またこれに加え人口２乗と面積２乗で回帰分析を行ったところ、現行の基準財政需要額は人口と面積のみでも相当説明可能であることがわかった。

以上２つの先行研究は、人口の増加が規模の経済を生むが、ある点で混雑費用の影響の方が大きくなり、一人当たり基準財政需要額が上昇に転ずることを意味している。本稿の行政経費各項目においても、同じ議論を適用する。ここで、面積を説明変数に入れることになるが、面積は時系列を通じて変動がない。面積を入れると固定効果モデルでは計量経済学的に計算できない。そのため時系列方向にのみ固定効果を入れ、国の責任と定義される行政経費の 12 項目[5]について、人口と面積を説明変数に入れた上記の推定式の回帰分析を行った。

ここで、被説明変数とする 12 項目の行政経費のデータは、地方財政の統計等に基づいて、地方団体ごとの金額から算出した。出典等の詳細は、Appendix を参照されたい。

この回帰式に基づいて、「行政保障交付金」の新たな交付方法を算定する。この新たな分配方法を算定する主な利点は３つ挙げられる。１つ目は、「行政保障交付金」の分配決定が簡素となり、透明性が高まることである。２つ目は「行政保障交付金」の分配が、人口と面積のみで決まるため、分配の恣意性がなくなることだ。そして３つ目はこの分配ルールにより、受け取る自治体側に改革努力を怠るディスインセンティブがなくなることが

[5] ※行政経費 12 項目：地財 10 条(義務教育職員給与分)、警察、消防、生活保護費、児童保護費、障がい者自立支援給付費、後期高齢者医療給付費、介護給付費、児童手当等交付金(子どものための教育・保育給付費負担金)、国民健康保険関係事業費、地財 10 条-2(普通建設事業・公営住宅建設)、地財 10 条-3(災害関連費)

挙げられる。なぜなら、行政改革を怠って支出額を減らせば国からもらえる金額が減るということは、この分配方法なら起こらないからである。この分配方法は、現行地方交付税制度にある改革努力を怠るディスインセンティブ払拭の効果も期待できる。

この分析を行った結果、表 3-1 の結果を得た。

表 3-1 行政経費 12 項目の回帰分析結果[6]

項目名	人口	人口２乗	面積	面積２乗
地財10条	― ―	＋ ＋	＋ ＋	― ―
警察	― ―	＋ ＋	― ―	＋ ＋
消防	― ―	＋ ＋	＋ ＋	― ―
生活保護費			― ―	＋ ＋
児童保護費	― ―	＋ ＋		
障がい者自立支援給付費	― ―	＋ ＋		＋
後期高齢者医療給付費	― ―	＋ ＋		
介護給付費	― ―	＋ ＋	＋ ＋	― ―
児童手当等交付金				
国民健康保険	― ―	＋ ＋	(―)	― ―
地財10条-2	― ―	＋ ＋	＋	―
地財10条-3	―	＋	＋ ＋	― ―

回帰分析に基づき筆者作成。

人口の係数の推定値は有意にマイナスとなっていることから、規模の経済が働き、人口が少ない地域ほど行政経費が割高になっていると読み取れる。人口２乗の係数は有意にプラスになっていることは混雑効果により、人口が多い地域では余分に費用かかるためである。

生活保護費や児童手当など交付金については、人口にかかる係数で有意な結果が得られなかった。この項目は、人口の少ない地域ほど行政サービスの効率が悪いのではなく、子どもや家庭の数に比して支出するものであるため、人口の係数で有意でない結果が出たものと思われる。次に、この回帰分析の結果と上記の式をもとに、一人当たり行政経費の理論値[7]を算定する。

[6] ＋＋、-- …１％有意、＋、- …５％有意、(＋)、(－)…10％有意、無印…有意でない

[7] 理論値が負となった項目は、財政の実務では負の金額にできないので、０に修正した。

表 3-2 一人当たり行政経費 12 項目の理論値(47 都道府県、2015 年度)

都道府県	pop	pop2	地財10条	警察理論値	消防理論値	生活保護費	児童保護費	障害者自立	後期高齢者	介護給付費	児童手当	国民健康保険	地財10条ー2	地財10条ー3
北海道	54.317	2950.290	28.053	14.419	9.576	52.106	10.508	27.679	4.141	22.410	11.671	18.568	100.458	1.044
青森県	13.533	183.152	29.655	13.877	8.360	18.233	14.287	19.404	3.699	26.108	17.741	15.771	114.911	21.423
岩手県	13.010	169.250	30.898	13.337	9.003	14.522	13.350	19.206	3.793	27.751	18.955	14.941	136.680	39.786
宮城県	23.281	542.020	27.280	13.414	7.727	21.381	13.549	18.129	3.277	23.450	17.008	15.884	86.567	10.534
秋田県	10.566	111.636	30.665	13.953	8.711	16.521	14.322	19.787	3.857	27.310	18.210	15.578	128.602	28.789
山形県	11.407	130.128	30.018	14.117	8.414	18.180	14.631	19.774	3.790	26.481	17.691	15.904	118.140	20.889
福島県	19.654	386.274	29.306	12.935	8.587	16.351	12.764	18.247	3.495	25.981	18.553	14.939	118.080	33.435
茨城県	29.818	889.097	25.870	13.237	7.411	23.287	13.064	17.388	3.033	21.945	16.567	15.968	70.560	4.823
栃木県	20.044	401.769	27.683	13.734	7.723	21.623	14.115	18.659	3.391	23.796	16.840	16.126	88.910	7.964
群馬県	20.122	404.896	27.650	13.739	7.710	21.702	14.123	18.655	3.388	23.755	16.817	16.139	88.419	7.632
埼玉県	73.049	5336.150	19.654	15.045	7.176	33.201	10.535	14.775	2.182	16.826	14.154	17.063	14.753	0.000
千葉県	62.541	3911.380	21.190	13.834	7.226	29.285	10.551	14.828	2.292	18.026	15.278	16.278	30.076	0.000
東京都	132.976	#######	18.053	27.119	11.140	45.638	10.707	18.318	3.073	21.021	10.142	21.610	46.241	6.878
神奈川県	91.167	8311.360	18.375	17.486	7.884	36.884	10.076	14.942	2.201	16.801	13.099	18.013	12.146	0.000
新潟県	23.375	546.384	28.376	12.814	8.336	17.642	12.533	17.779	3.336	24.949	18.234	15.020	106.841	28.764
富山県	10.857	117.877	29.000	14.801	7.812	22.191	15.757	20.296	3.760	25.038	16.386	16.844	98.284	1.922
石川県	11.598	134.505	28.832	14.737	7.770	22.353	15.672	20.181	3.726	24.850	16.358	16.829	96.399	1.433
福井県	8.035	64.562	29.575	15.107	7.936	21.871	16.157	20.786	3.890	25.666	16.398	16.972	104.232	2.522
山梨県	8.555	73.188	29.530	15.013	7.947	21.694	16.023	20.666	3.868	25.635	16.471	16.895	104.284	3.483
長野県	21.485	461.607	28.928	12.824	8.507	16.685	12.571	17.980	3.420	25.582	18.493	14.909	114.035	32.524
岐阜県	20.876	435.805	28.444	13.175	8.201	18.523	13.173	18.219	3.407	24.895	17.867	15.373	104.299	23.069
静岡県	37.861	1433.460	24.951	12.822	7.480	23.147	11.903	16.352	2.807	21.252	16.803	15.575	65.611	10.009
愛知県	74.900	5609.930	20.057	14.921	7.544	31.426	9.931	14.507	2.199	17.566	14.733	16.667	24.637	0.348
三重県	18.601	346.002	27.814	13.919	7.694	21.940	14.425	18.926	3.442	23.883	16.697	16.284	89.013	5.888
滋賀県	14.213	202.021	28.265	14.512	7.637	22.849	15.363	19.772	3.608	24.226	16.279	16.764	90.190	0.051
京都府	25.793	665.281	26.226	13.612	7.321	23.956	13.825	18.034	3.156	22.157	16.252	16.322	70.898	0.000
大阪府	88.689	7865.690	18.376	17.168	7.688	36.896	10.241	14.936	2.180	16.550	13.087	17.976	9.366	0.000
兵庫県	56.383	3179.090	22.592	13.075	7.539	25.638	10.269	14.851	2.411	19.443	16.358	15.566	47.962	11.239
奈良県	13.957	194.783	28.317	14.535	7.648	22.813	15.396	19.813	3.619	24.281	16.283	16.773	90.721	0.121
和歌山県	10.037	100.747	29.281	14.821	7.911	21.660	15.762	20.386	3.802	25.379	16.528	16.783	102.154	4.086
鳥取県	5.834	34.030	29.887	15.448	7.958	22.180	16.617	21.244	3.989	25.967	16.228	17.202	106.270	0.486
島根県	7.062	49.872	30.357	14.890	8.304	19.609	15.752	20.719	3.963	26.697	17.087	16.538	117.188	12.676
岡山県	19.397	376.252	27.962	13.693	7.832	20.970	14.049	18.694	3.425	24.140	17.031	16.017	93.050	10.758
広島県	28.692	823.207	26.587	12.992	7.727	21.242	12.699	17.331	3.097	22.858	17.197	15.562	82.141	13.865
山口県	14.315	204.931	28.727	14.230	7.901	21.066	14.896	19.554	3.625	24.876	16.850	16.360	98.994	8.289
徳島県	7.766	60.306	29.623	15.142	7.945	21.865	16.203	20.835	3.903	25.717	16.391	16.991	104.674	2.461
香川県	10.056	101.117	28.603	15.209	7.534	24.253	16.403	20.690	3.773	24.426	15.709	17.355	89.416	0.000
愛媛県	14.264	203.452	28.638	14.290	7.848	21.424	14.995	19.602	3.623	24.750	16.734	16.443	97.252	6.613
高知県	7.471	55.819	30.359	14.794	8.333	19.339	15.612	20.612	3.948	26.724	17.187	16.448	117.917	14.056
福岡県	51.202	2621.640	22.459	13.296	7.079	27.542	11.350	15.465	2.464	18.833	15.660	16.115	38.392	0.000
佐賀県	8.474	71.813	29.069	15.298	7.685	23.512	16.490	20.896	3.852	24.982	15.893	17.303	95.476	0.000
長崎県	14.132	199.701	28.308	14.504	7.656	22.737	15.348	19.774	3.613	24.281	16.313	16.744	90.859	0.533
熊本県	18.183	330.627	28.259	13.748	7.911	20.562	14.137	18.849	3.477	24.473	17.127	16.000	96.612	12.162
大分県	11.908	141.800	29.263	14.426	8.031	20.553	15.165	19.923	3.734	25.471	16.940	16.406	104.990	9.825
宮崎県	11.357	128.971	29.685	14.309	8.227	19.371	14.953	19.900	3.774	26.021	17.303	16.178	111.905	15.188
鹿児島県	16.914	286.093	28.891	13.636	8.172	19.026	13.941	18.905	3.550	25.263	17.586	15.731	106.259	18.938
沖縄県	14.540	211.418	27.788	14.722	7.394	24.480	15.714	19.909	3.577	23.576	15.774	17.103	81.756	0.000

上記パネルデータ分析推定式より筆者作成。

第２節　「行政保障交付金」と「格差是正交付税」の総額決定

第１節では、一人当たり行政経費[8]の推定式を検討した。本節ではさらに、地方の裁量に使途を委ねる交付税(以下、「格差是正交付税」)の分配方法を提言するための分析を行う。

まず、地方財政計画において、前掲した国の責任と定義される行政経費の 12 項目が、いくらになるか、2013 年度から 2015 年度の地方財政計画に基づいて算出したのが、表 3-3～3-5 である。[9]行政経費の 12 項目は、法令等でその財源保障の範囲が定められていることから、恣意性が少ない形で、地方財政計画中にその金額が示されている。行政経費の 12 項目の総額は、2013 年度では 24 兆 3905 億円、2014 年度では 25 兆 3542 億円、2015 年度では 25 兆 8735 億円 25 兆 8735 億円となった。

地方財政計画における行政経費の 12 項目以外の歳出も、表 3-3～3-5 に示している。これらの歳出は、公式には、国が保障する標準的な経費とされている。[10]ただ、行政経費の 12 項目以外の歳出は、地方が独自に確保する収入によっても財源が確保できるから、「行政保障交付金」によって賄うべきものとはしない。

とはいえ、地方財政計画における歳出の財源を賄うに足る歳入の確保が求められる。そこで、地方財政計画において見込まれる地方税収やその他の歳入が、表 3-3～3-5 に示されると、その差額として「格差是正交付税」の金額が算定される。[11]

ここにおいても赤井・岩本・佐藤・土居(2010)の発案を引用し、「行政保障交付金」と「格差是正交付税」の総額を決定する。本稿では国庫支出金と地方交付税の配分を同時に改編することを目指す。本稿では、地方譲与税について、分配方式を改めず既存の制度を維持する。その理由としては、地方譲与税には財政調整の機能が備わっておらず、財政調整を目的とする「格差是正交付税」と併せて改革を行うことは適当でないからである。以下は 2013 年度から 2015 年度の地方財政計画の金額をもとにした、「格差是正交付税」の試算である。

---

[8] 本稿では、一人当たり行政経費は国の責任と考え議論を行う。

[9] 地方財政計画は、国会での予算審議に資するために、政府予算案が国会に提出された後で公表されるものだが、政府予算案を閣議決定する前の段階では、「地方財政対策」として同様の金額の算定が行われており、本論文での提言は、そうした予算過程を念頭に行っている。

[10] ただ、予算過程では、財政制度等審議会などから、その歳出の水準について、一部に過大に計上されているとの疑義が呈されている。本論文では、過大な計上は望ましくないとする立場だが、それを詳細に分析することは本論文の目的から外れるため、ひとまず地方財政計画に計上されている支出額をそのまま採択することとする。

[11] 現行の地方交付税制度や国庫支出金との対応関係で表 3-3～3-5 をみると、「行政保障交付金」と「格差是正交付税」の合計額は、地方財政計画における地方交付税と国庫支出金の合計額と等しくなる。

表 3-3 2013 年度「格差是正交付税」の試算

歳出			億円
ナショナルミニマム	給与費	地方財政法第10条に基づく義務教育職員給与	44,636
		警察関係費	21,929
		消防職員	11,561
	一般行政経費	生活保護費	38,126
		児童保護費	11,764
		障害者自立支援給付費	21,398
		後期高齢者医療給付費	22,583
		介護給付費	23,668
		子どものための金銭の給付交付金	20,593
		国民健康保険･後期高齢者医療制度関係事業費	14,345
	投資的経費	地財10条－2（普通建設事業、公営住宅建設）	12,784
		地財10条－3（災害救助事業、災害弔慰金見舞金、災害復旧事業）	518
小計			243,905
給与関係費			126,903
一般行政経費			165,780
地域経済基盤強化･雇用等対策費			14,950
公債費			131,078
維持補修費			9,889
投資的経費			93,396
公営企業繰出金			25,753
水準超経費			7,500
歳出合計			819,154

歳入	億円
行政保障交付金	243,905
地方税	340,175
地方譲与税	23,470
地方債	111,517
使用料手数料	13,888
雑所得(雑収入)	39,852
全国防災事業一般財源充当分	△130
行政保障新交付税	46,217
歳入合計	819,154

「地方財政計画(2014)」より筆者作成。

表 3-4 2014 年度「格差是正交付税」の試算

歳出			億円
ナショナルミニマム	給与費	地方財政法第10条に基づく義務教育職員給与	45,965
		警察関係費	22,841
		消防職員	12,198
	一般行政経費	生活保護費	38,935
		児童保護費	12,985
		障害者自立支援給付費	23,081
		後期高齢者医療給付費	23,547
		介護給付費	25,021
		子どものための金銭の給付交付金	20,366
		国民健康保険･後期高齢者医療制度関係事業費	15,182
	投資的経費	地財10条－2（普通建設事業、公営住宅建設）	12,905
		地財10条－3（災害救助事業、災害弔慰金見舞金、災害復旧事業）	516
小計			253,542
給与関係費			122,410
一般行政経費			173,077
地域経済基盤強化･雇用等対策費			11,950
公債費			130,745
維持補修費			10,357
投資的経費			96,614
公営企業繰出金			25,612
水準超経費			9,300
歳出合計			833,607

歳入	億円
行政保障交付金	253,542
地方税	350,127
地方譲与税	27,564
地方債	105,570
使用料手数料	15,862
雑所得(雑収入)	40,059
全国防災事業一般財源充当分	△113
行政保障新交付税	40,883
歳入合計	833,607

「地方財政計画(2015)」より筆者作成。

表 3-5 2015 年度「格差是正交付税」の試算

歳出			億円
ナショナルミニマム	給与費	地方財政法第10条に基づく義務教育職員給与	45852
		警察関係費	23045
		消防職員	12298
	一般行政経費	生活保護費	38695
		児童保護費	4424
		障害者自立支援給付費	23646
		後期高齢者医療給付費	24196
		介護給付費	25386
		子どものための金銭の給付交付金	32214
		国民健康保険･後期高齢者医療制度関係事業費	15135
	投資的経費	地財10条－2(普通建設事業、公営住宅建設)	13286
		地財10条－3(災害救助事業、災害弔慰金見舞金、災害復旧事業)	558
小計			258735
給与関係費			122156
一般行政経費			186893
地域経済基盤強化･雇用等対策費			8450
公債費			129512
維持補修費			11601
投資的経費			96166
公営企業繰出金			25,397
水準超経費			13800
歳出合計			852710

歳入	億円
行政保障交付金	258735
地方税	374919
地方譲与税	26,854
地方債	95009
使用料手数料	16044
雑所得(雑収入)	40689
全国防災事業一般財源充当分	△275
行政保障交付税	40460
歳入合計	852710

「地方財政計画(2015)」より筆者作成。

第４章 政策提言

第１節　国の責任部門への「行政保障交付金」

第３章で求めた一人当たり行政経費の 12 項目における理論値を採用し、「行政保障交付金」を一括交付する。なお、全地方団体の交付総額上限）は、当該年の地方財政計画に従うものとする。そのために、理論値$\hat{C}_{xj}$をそのまま交付するのではなく、行政経費xの 47 都道府県分の総和のうち、j県の占める比率を取り、その年の地方財政計画に掛け合わせて分配額Y_{xj}を決定する。[12]　当該地方団体への分配額の決定式は以下の通りである。

$$Y_{xj} = \frac{(\frac{\hat{C}_{xj}}{P_j}) \times P_j}{\sum_{i=1}^{47}\left(\frac{\hat{C}_{xi}}{P_i}\right) \times P_i} \times E_x$$

$$= \frac{\hat{C}_{xj}}{\sum_{i=1}^{47}\hat{C}_{xi}} \times E_x$$

$$x = 1,2,\dots,X\text{: 行政経費の各項目}$$

Y_{xj}: 行政経費xの都道府県 j への分配額、$\hat{C}_{xi}$: 行政経費xの都道府県iにおける理論値、

P_j: 都道府県jの人口、$(\frac{\hat{C}_{xj}}{P_j})$: 行政経費$x$の都道府県$j$における一人当たり行政経費理論値

E_x: 行政経費xにおける地方財政計画

この式に基づき、各自治体に交付する「行政保障交付金」を算定する。また分配時に参考とする理論値の決定は、交付年の前年度の歳出データに従うものとする。

従来は総務省が算定した基準財政需要額等をもとに分配が行われていたが、前述の通り地方自治体の歳入や表面的な規模だけでは地方自治体の財政需要は測れない。
前年度の歳出データを回帰分析し連続的に分配額を策定するため、適正な分配額とのラグは小さくなる。

また、各都道府県において、実際の一人当たり行政経費と回帰分析による理論値は異なる。しかし、誤差項の平均が０になる回帰分析によっているので、一般性は損なっていないと言えよう。

加えて、同じ人口規模であっても、一人当たり行政経費が理論値を上回る場合と下回る場合がある。前者には、行政経費の節約を、後者には行政経費項目に歳出を増やすように促す。これは、理論値はナショナル・ミニマムであるので、過小供給では地方自治体運営に支障をきたすという考えによるものだ。

以上の議論より、この交付金を継続的に運用した場合、徐々に理論値へ収束していくことが想定される。これは、自治体にとって、経費削減のインセンティブを失うことにも繋がる。それを防ぐために、前述のトップランナー方式も盛り込む。地方自治体のソフトな予算制約をきたさないよう経費削減を常に喚起するよう注意する。

---

[12] ここでは、分析を示す便宜上、都道府県単位での推計としているが、厳密には市町村分の行政経費については、地方団体ごとに同様の算定を行うことを想定している。

この決定式に基づき、分配額の算定を行った結果、表の結果を得た。

表 4-1 各都道府県への分配額(2015)(千円)

2015	地財10条	警察	消防	生活保護費	児童保護費	障がい者自	後期高齢者医療	介護給付費	児童手当等の	国民健康保険	地財10条-2	地財10条-3
北海道	2274.034	890.863	612.153	2922.775	161.913	1572.456	1421.476	1131.942	1056.627	696.322	906.153	3.643
青森県	598.954	213.621	133.150	254.817	54.848	274.663	316.370	328.568	400.175	147.354	258.258	18.623
岩手県	599.899	197.366	137.844	195.107	49.266	261.335	311.812	335.728	411.017	134.198	295.294	33.247
宮城県	947.823	355.224	211.722	514.062	89.481	441.443	482.057	507.694	659.974	255.307	334.694	15.753
秋田県	483.542	167.699	108.322	180.269	42.926	218.666	257.518	268.335	320.694	113.640	225.651	19.539
山形県	511.034	183.176	112.958	214.163	47.345	235.920	273.216	280.910	336.352	125.254	223.804	15.306
福島県	859.586	289.185	198.626	331.866	71.161	375.081	434.049	474.848	607.760	202.709	385.400	42.209
茨城県	1151.210	448.966	260.062	717.079	110.500	542.253	571.549	608.505	823.374	328.713	349.394	9.237
栃木県	828.110	313.133	182.184	447.597	80.257	391.171	429.588	443.547	562.592	223.159	295.955	10.254
群馬県	830.331	314.460	182.587	450.965	80.613	392.606	430.753	444.505	564.007	224.205	295.463	9.864
埼玉県	2142.591	1250.121	616.915	2504.609	218.311	1128.808	1007.343	1142.982	1723.287	860.544	178.968	0.000
千葉県	1977.814	984.184	531.867	1891.398	187.179	969.918	905.764	1048.339	1592.579	702.873	312.377	0.000
東京都	3582.569	4102.046	1743.363	6267.246	403.865	2547.618	2582.529	2599.418	2247.769	1984.011	1021.142	58.750
神奈川県	2500.005	1813.375	845.972	3472.507	260.577	1424.747	1267.982	1424.340	1990.339	1133.803	183.884	0.000
新潟県	989.897	340.702	229.324	425.874	83.099	434.655	492.797	542.315	710.373	242.395	414.738	43.187
富山県	469.885	182.796	99.822	248.808	48.527	230.476	257.948	252.789	296.512	126.259	177.208	1.340
石川県	499.035	194.411	106.060	267.715	51.559	244.797	273.041	268.007	316.193	134.748	185.664	1.068
福井県	354.649	138.078	75.052	181.484	36.826	174.679	197.535	191.772	219.606	94.152	139.084	1.302
山梨県	377.022	146.098	80.019	191.658	38.885	184.917	209.138	203.939	234.856	99.792	148.158	1.914
長野県	927.542	313.401	215.110	370.205	76.612	404.038	464.279	511.117	662.231	221.157	406.875	44.885
岐阜県	886.172	312.851	201.484	399.319	78.008	397.806	449.407	483.282	621.659	221.574	361.585	30.934
静岡県	1409.822	552.194	333.320	905.024	127.840	647.514	671.503	748.245	1060.348	407.116	412.533	24.342
愛知県	2242.015	1271.264	665.000	2430.762	210.998	1136.417	1040.627	1223.473	1839.260	861.868	306.449	1.673
三重県	772.124	294.509	168.440	421.452	76.112	368.208	404.641	413.126	517.665	209.124	274.967	7.035
滋賀県	599.566	234.628	127.760	335.375	61.941	293.927	324.077	320.203	385.661	164.504	212.884	0.047
京都府	1009.526	399.360	222.233	638.094	101.155	486.491	514.444	531.457	698.675	290.666	303.683	0.000
大阪府	2432.198	1732.011	802.477	3379.268	257.637	1385.488	1221.934	1364.931	1934.574	1100.700	137.944	0.000
兵庫県	1901.055	838.602	500.248	1492.823	164.251	875.765	859.115	1019.458	1537.255	605.928	449.095	40.704
奈良県	589.798	230.755	125.624	328.807	60.954	289.212	319.203	315.131	378.771	161.618	210.267	0.109
和歌山県	438.612	169.221	93.458	224.519	44.879	214.011	241.160	236.888	276.510	116.304	170.277	2.634
鳥取県	260.195	102.507	54.637	133.617	27.497	129.613	147.061	140.861	157.787	69.282	102.950	0.182
島根県	319.945	119.614	69.017	143.009	31.556	153.034	176.865	175.322	201.127	80.635	137.434	5.750
岡山県	809.450	302.134	178.790	420.054	77.301	379.264	419.826	435.430	550.628	214.505	299.737	13.404
広島県	1138.446	424.016	260.924	629.407	103.355	520.090	561.587	609.875	822.394	308.276	391.383	25.552
山口県	613.723	231.710	133.115	311.428	60.490	292.769	327.972	331.161	402.042	161.694	235.342	7.622
徳島県	343.317	133.753	72.611	175.349	35.692	169.225	191.514	185.712	212.153	91.094	134.991	1.228
香川県	429.240	173.971	89.169	251.860	46.790	217.601	239.762	228.412	263.294	120.486	149.319	0.000
愛媛県	609.618	231.854	131.747	315.573	60.674	292.432	326.573	328.283	397.837	161.931	230.364	6.059
高知県	338.504	125.731	73.271	149.213	33.087	161.067	186.389	185.666	214.027	84.841	146.303	6.745
福岡県	1716.199	774.363	426.571	1456.315	164.848	828.176	797.216	896.732	1336.447	569.679	326.450	0.000
佐賀県	367.636	147.461	76.646	205.763	39.639	185.205	206.290	196.870	224.480	101.236	134.363	0.000
長崎県	597.019	233.150	127.326	331.811	61.526	292.256	322.631	319.079	384.217	163.366	213.228	0.484
熊本県	766.845	284.346	169.301	386.110	72.919	358.464	399.546	413.807	519.064	200.859	291.732	14.205
大分県	520.052	195.403	112.558	252.745	51.226	248.139	280.989	282.059	336.224	134.882	207.621	7.515
宮崎県	503.114	184.843	109.955	227.181	48.170	236.364	270.862	274.800	327.518	126.845	211.048	11.079
鹿児島県	729.281	262.358	162.671	332.336	66.887	334.444	379.400	397.359	495.786	183.705	298.475	20.575
沖縄県	602.999	243.487	126.535	367.581	64.814	302.767	328.662	318.778	382.280	171.687	197.413	0.000
合計(地方財	45852.000	23045.000	12298.000	38695.000	4424.000	23646.000	24196.000	25386.000	32214.000	15135.000	13286.000	558.000

上記、政策提言の決定式より筆者作成。

第２節　地方の責任部門への「格差是正交付税」

次に、「格差是正交付税」の分配方式についても提言する。これは「行政保障交付金」で財源保障機能としてナショナル・ミニマムを保障したのに対し、「格差是正交付税」では財政調整機能として地方間格差を是正する。また本稿では、前者が国の責任で、後者は地方自治体の責任と責任の所在を明確にする。

ただし、赤井・岩本・佐藤・土居(2010)での地方主権の議論において、地方譲与税は新交付税の財源に組み込まれていたが、本稿での枠組においては、地方譲与税は「行政保障交付金」の財源に含めず、既存の地方譲与税制度を維持する。というのも、現行の地方譲与税には財政調整の機能は付随しておらず、この点において地方交付税との機能的差異・存在意義があるためである。以上を考慮すると、本稿で提案する「行政保障交付金」・「格差是正交付税」の合計額は、現行制度でいう地方交付税・地方特例交付金・国庫支出金の合計額と一致する。この範囲内で、「行政保障交付金」の分配方式を決定する。

ここでは「格差是正交付税」の分配額を、都道府県間の地方税収格差を補填する形で決定する。地方税は地方自治体の人口規模や産業規模への依存度が高い。現状、東京都において一人当たり地方税額が突出して高額になっている。しかしながら、第 1 章で述べたように、本稿では地方税制度の改革は試みていない。そのためここで、一人当たりの地方税と「格差是正交付税」の合計額で地方間格差の是正を試みる。

方法としては、まず縦軸に一人当たり地方税額と一人当たり「行政保障交付金」額の合計を、横軸に都道府県人口をとる。現行の一人当たり地方税額は人口が多い都道府県において多くなるため、図にプロットされる地方税額は右上がりを示す。そして地方税の都道府県間格差を減らしていく形で「行政保障交付金」を配分する。この際、簡素化のため、一人当たりの地方税と「行政保障交付金」の合計額を 1 次式で規定する。1 次式であるから、切片と傾きだけで定められる。以下の図の 1 次式が、提言する「行政保障交付金」と地方税を表す。

図 4-1「格差是正交付税」の交付イメージ

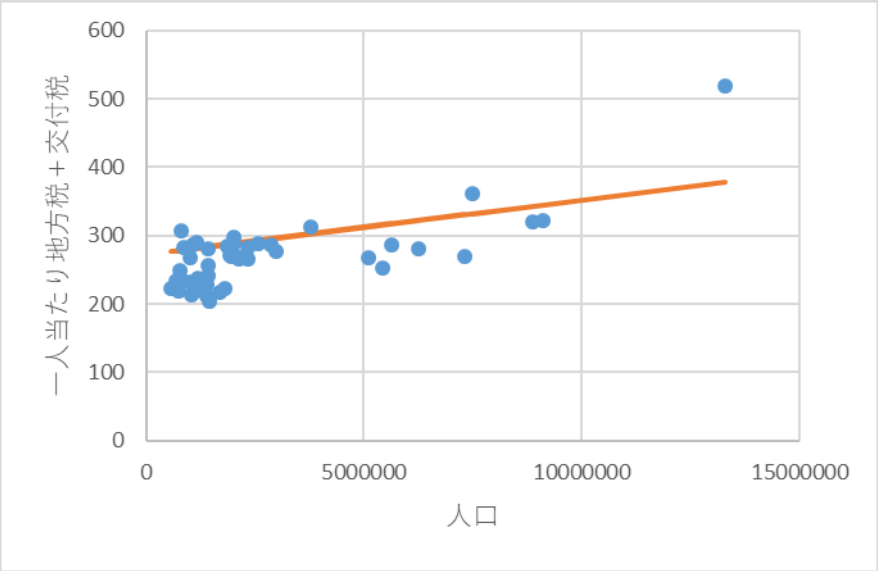

筆者作成。

表 3-3 から表 3-5 の 3 年間の「行政保障交付金」額をみると、「行政保障交付金」額は毎年おおよそ 4 兆円であり、比較的安定していると言える。そこで本稿では 2015 年度のデータのみを用いて分析を行い、政策提言につなげる。先に述べた通り、1 次式は傾きと切片を決定することで規定することができる。そこで、適当な傾きいくつかについて、切片、ジニ係数、「行政保障交付金」の財源額とその交付額と差額の 3 点を分析し、その中から最適と思われる傾きを交付基準に採用する。

表 4-2 「行政保障交付金」分配案(2015)

傾き	切片（万円）	ジニ係数	差額（億円）
0.8	293.58	0.34835	-0.0275
0.9	272.14	0.35235	-0.0206
1.0	282.86	0.35386	-0.0137
1.1	277.50	0.35662	-0.0069
1.2	272.14	0.35937	0.0087

筆者作成。

ここで、傾きが小さいことは、人口規模による一人当たり交付額の格差がより平準化されることを意味する。切片の額は一人当たり「行政保障交付金」の最低額を表す。以上と、ジニ係数の大きさ、財源と交付額の差分を考慮し、本稿では傾き 0.8 を採用する。ジニ係数の小ささと最低交付額を重視した形である。

表 4-3 地方税と「格差是正交付税」の一人当たり分配額(千円)

1	北海道	346453447.7
2	青森	70170877.78
3	岩手	65525432.97
4	宮城	19359890.05
5	秋田	71357060.2
6	山形	60376039.27
7	福島	36215319.08
8	茨城	57117781.31
9	栃木	-18804766.9
10	群馬	-1411546.29
11	埼玉	453366292.3
12	千葉	259528188.1
13	東京	-1866094624
14	神奈川	219412070.1
15	新潟	58202060.21
16	富山	-6607243.53
17	石川	-10874615.9
18	福井	-23440114.1
19	山梨	-2684359.59
20	長野	51331053.33
21	岐阜	41260100.2
22	静岡	-36158931
23	愛知	-222650379
24	三重	5256022.361
25	滋賀	5162729.073
26	京都	12961218.47
27	大阪	198358774.7
28	兵庫	179429852.8
29	奈良	78313880.49
30	和歌山	49379605.5
31	鳥取	31778814.3
32	島根	31545826.37
33	岡山	31858446.09
34	広島	25904827.62
35	山口	38238564.13
36	徳島	23614092.48
37	香川	13401145.6
38	愛媛	60555864.4
39	高知	44764806.31
40	福岡	229379663.4
41	佐賀	38284812.33
42	長崎	102385707.4
43	熊本	116822306.9
44	大分	53146251.66
45	宮崎	70967089.74
46	鹿児島	116781439.8
47	沖縄	117080105.8

筆者作成。

この傾き 0.8 は基本的には固定されたルールとするが、経済状況や制度変更などにより多少変動させることも考えられる。

また、いくつかの都道府県について、交付額がマイナスになる。これは「逆交付税」として説明する。逆交付税については、一度自分の収入として納めたにもかかわらず、それを他の自治体のために国が召し上げる行為は違憲ではないか、という見解もある。しかしながら、地方税法人税や地方法人特別税が存在する以上、このような行為は既に実行されているし、地方交付税を財政調整機能の側面か考えても、基準財政収入が基準財政需要を上回る財源が豊かな地方団体からはその差分を徴収することも正当化されるべきである。

第３節 実行可能性

本節では、２つの政策提言の実行可能性を考察する。初めに、本稿の「行政保障交付金」の交付方式においては、47 都道府県の交付総額が当該年地方財政計画に一致するように定められている。財政的な実行可能性は、モデル内に保障されていると言える。

また「格差是正交付税」においては、地方の責任部門において、地方間格差を是正する。その過程で、ジニ係数の改善を重視するため、本稿では数 100 万円ほどの赤字を出した。しかし、「行政保障交付金」でナショナル・ミニマムを保障したうえで、財政の地方間格差を是正するための赤字としては許容しうるものと考える。

制度の運用的には、基本的に現行の地方交付税交付金の制度と同じく支障はない。そして、行政経費の算定方法も前年の歳出額を参照するだけなので、機械的に制度運用ができると言えよう。

第４節 課題

本稿では、前年度の行政経費支出をもとに、当該年度の交付を決定する「行政保障交付金」と、地域間格差を是正する「格差是正交付税」を提言した。２つの提言を組み合わせることで、交付額が同等なまま、地方団体の行政経費需要に即した交付とともに、財源格差の是正も達成できる。これにより、現行の地方交付税制度よりも、地方団体それぞれに対応した継続的な運営をサポートすることができる。

また、前節の通り、現状の制度を踏まえており、交付上限も地方財政計画で頭打ちにしているため、実現可能性は高いと言えよう。しかし、特に「行政保障交付金」においては課題があり、これを述べるとともに、本論の締めにしたい。

そもそも、「行政保障交付金」は各地方自治体に理論値をそのまま交付するわけではない。これは国の予算制約から、交付条件を地方財政計画で頭打ちとしたためであり、理論値の総額は交付額の総額を上回る。

つまり、各地方団体の行政経費需要に対応はしているが、全てを保障しきれていないという点が大きな課題として挙げられる。

「地方を消滅させない」、この目標を実現した場合どのような正の効果があるのか。そして、これら２つの交付税を現状の財源制約を超えて拡張するべきか。これら疑問については、新たな研究を待ちたい。

APPENDIX

以下、第３章分析における行政経費 12 項目のデータの記録方法について詳述する。

a)地財 10 条(義務教育職員給与分)
b)警察
地方財政状況調査の都道府県分よりそれぞれ、義務教育関係給与、警察関係職員の給与関係経費のデータを各都道府県の行政経費とした。

c)消防
東京都のみ、消防職員が都庁で雇われていることを鑑み、東京都分と市町村分と一部事務組合分を各都道府県ごとに合計した値を各都道府県の行政経費とした。

d)生活保護費、
地方財政状況調査より、各県が支払う生活保護費と市町村で支払っている生活保護費を県ごとに合計した値を各都道府県の行政経費とした。

e)児童保護費
児童保護費の財源負担割合が国 1/2、地方（県＋市）1/2 であるから、地方財政統計年報の都道府県歳入決算と市町村歳入決算から得た両者の値を合計した額を、県ごとに２倍した額を各都道府県の行政経費とした。

f) 障がい者自立支援給付費
障がい者自立支援給付費の財源負担割合が国 1/2、地方（県＋市）1/2 であるから、地方財政統計年報の都道府県歳入決算と市町村歳入決算から得た両者の値を合計した額を、県ごとに２倍した額を各都道府県の行政経費とした。

g)後期高齢者医療給付費、
後期高齢者医療事業状況報告より、市町村支出のうち、事務費負担金、保険基盤安定(保険料軽減分)、その他の 3 項目と、都道府県支出金のうち、高額医療費負担金、財政安定化基金交付金、その他の 3 項目を合計した額を各都道府県の行政経費とした。

h)介護給付費、
介護保険事業状況報告より、保険事業勘定、都道府県支出金のうち都道府県負担金、財政安定化基金支出金、その他の 3 項目と繰入金のうち一般会計繰入金、総務費に係る一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金、その他の 4 項目の合計と、介護サービス事業勘定における都道府県支出金の合計を各都道府県の行政経費とした。

i)児童手当・子ども手当
児童手当事業年報より、市町村支給分と公務員分の合計を各都道府県の行政経費とした。

j)国民健康保険関係事業費
国民健康保険事業年報より、都道府県支出金のうち高額医療共同事業負担金、特定健康調査等負担金、第一号都道府県調整交付金、第二号都道府県調整交付金、広域化等支援基金

支出金、その他の 6 項目と、繰入金の一般会計(市町村補助)のうち、保険基盤安定(保険税軽減分・保険者支援分)、職員給与費等、財政安定化支援事業、その他の 6 項目を合計した値を各都道府県の行政経費とした。

k) 地財 10 条-2(普通建設事業・公営住宅建設)
本稿では、都道府県歳出決算と市町村歳出決算の、普通建設事業費における、補助事業費、国直轄事業負担金、受託事業費の合計を各都道府県の行政経費として扱った。

l)地財 10 条-3(災害関連費)
本稿では、災害事業費における都道府県性質別歳出決算の補助事業費、国直轄事業負担金、受託事業費、補助事業費の４項目と市町村性質別歳出決算の補助事業費、受託事業費、補助事業費の 3 項目を合計したものを各都道府県の行政経費とした。

以下の表は、第 3 章分析の１２項目の行政経費一人当たり理論値である。

表 5-1 一人あたり行政経費理論値(2014)(千円)

2014	pop	pop2	地財10条理	警察理論値	消防理論値	生活保護費	児童保護費	障害者自立	後期高齢者	介護給付費	児童手当	国民健康保	地財10条一	地財10条ー3
北海道	54.631	2984.490	28.167	14.258	9.459	51.926	8.392	26.434	4.020	21.779	15.042	17.064	106.501	1.513
青森県	13.679	187.104	29.777	13.689	8.234	18.021	12.174	18.155	3.577	25.472	21.121	14.256	120.925	21.854
岩手県	13.114	171.968	31.028	13.153	8.879	14.305	11.242	17.963	3.672	27.123	22.336	13.428	142.778	40.227
宮城県	23.294	542.629	27.428	13.239	7.607	21.151	11.453	16.901	3.160	22.843	20.390	14.374	92.860	11.002
秋田県	10.702	114.538	30.788	13.765	8.585	16.308	12.209	18.538	3.735	26.675	21.591	14.064	134.623	29.220
山形県	11.513	132.553	30.148	13.932	8.289	17.962	12.523	18.530	3.669	25.853	21.071	14.391	124.230	21.329
福島県	19.761	390.496	29.437	12.754	8.463	16.134	10.656	17.005	3.375	25.355	21.933	13.427	124.193	33.880
茨城県	29.936	896.187	26.001	13.058	7.288	23.073	10.957	16.147	2.913	21.321	19.947	14.457	76.686	5.273
栃木県	20.103	404.119	27.823	13.556	7.601	21.400	12.014	17.424	3.273	23.180	20.221	14.615	95.116	8.421
群馬県	20.197	407.914	27.787	13.559	7.588	21.481	12.019	17.418	3.269	23.136	20.198	14.628	94.594	8.085
埼玉県	72.889	5312.730	19.818	14.854	7.051	32.941	8.448	13.551	2.067	16.225	17.543	15.548	21.121	0.000
千葉県	62.479	3903.580	21.348	13.656	7.105	29.043	8.460	13.604	2.177	17.424	18.663	14.768	36.432	0.000
東京都	132.020	#######	18.171	26.662	10.921	45.198	8.570	16.967	2.924	20.255	13.601	19.996	51.177	6.861
神奈川県	91.006	8282.100	18.534	17.286	7.756	36.621	7.984	13.711	2.084	16.190	16.490	16.495	18.427	0.000
新潟県	23.549	554.542	28.496	12.629	8.211	17.436	10.418	16.529	3.214	24.312	21.612	13.507	112.847	29.198
富山県	10.916	119.162	29.139	14.621	7.690	21.967	13.654	19.060	3.641	24.420	19.767	15.332	104.473	2.375
石川県	11.634	135.345	28.976	14.559	7.649	22.126	13.573	18.949	3.608	24.237	19.739	15.318	102.638	1.894
福井県	8.082	65.323	29.716	14.928	7.814	21.646	14.056	19.551	3.772	25.050	19.779	15.461	110.443	2.978
山梨県	8.616	74.238	29.668	14.832	7.825	21.470	13.920	19.429	3.750	25.016	19.852	15.384	110.464	3.934
長野県	21.608	466.912	29.056	12.642	8.383	16.471	10.461	16.736	3.299	24.954	21.873	13.397	120.125	32.968
岐阜県	20.982	440.234	28.575	12.993	8.077	18.306	11.066	16.978	3.286	24.269	21.247	13.861	110.418	23.516
静岡県	38.035	1446.650	25.076	12.646	7.358	22.942	9.792	15.108	2.686	20.623	20.180	14.065	71.692	10.460
愛知県	74.786	5592.950	20.218	14.735	7.420	31.174	7.841	13.281	2.083	16.963	18.121	15.153	30.983	0.804
三重県	18.689	349.264	27.949	13.738	7.571	21.721	12.319	17.687	3.323	23.261	20.078	14.772	95.161	6.337
滋賀県	14.218	202.146	28.416	14.338	7.517	22.617	13.268	18.545	3.492	23.620	19.661	15.254	96.498	0.521
京都府	25.859	668.690	26.365	13.434	7.199	23.733	11.723	16.798	3.038	21.541	19.633	14.812	77.101	0.207
大阪府	88.787	7883.120	18.522	17.009	7.573	36.683	8.144	13.712	2.065	15.948	16.464	16.472	15.697	0.000
兵庫県	56.554	3198.310	22.724	12.909	7.420	25.435	8.163	13.615	2.293	18.825	19.734	14.059	54.141	11.711
奈良県	14.030	196.850	28.453	14.355	7.525	22.592	13.292	18.575	3.500	23.660	19.664	15.261	96.885	0.572
和歌山県	10.122	102.462	29.414	14.638	7.788	21.440	13.656	19.145	3.682	24.755	19.909	15.271	108.284	4.531
鳥取県	5.871	34.465	30.030	15.270	7.836	21.953	14.517	20.010	3.871	25.353	19.610	15.691	112.501	0.945
島根県	7.114	50.604	30.498	14.710	8.181	19.385	13.651	19.483	3.845	26.080	20.469	15.027	123.387	13.130
岡山県	19.452	378.383	28.103	13.515	7.710	20.746	11.947	17.460	3.307	23.524	20.413	14.507	99.261	11.216
広島県	28.763	827.310	26.726	12.815	7.606	21.021	10.597	16.096	2.979	22.241	20.578	14.052	88.341	14.323
山口県	14.432	208.267	28.855	14.045	7.776	20.850	12.786	18.309	3.504	24.247	20.230	14.847	105.072	8.728
徳島県	7.823	61.206	29.762	14.961	7.822	21.641	14.100	19.598	3.784	25.098	19.772	15.479	110.861	2.914
香川県	10.100	102.016	28.744	15.031	7.413	24.028	14.303	19.456	3.655	23.811	19.091	15.844	95.635	0.000
愛媛県	14.365	206.361	28.769	14.107	7.724	21.206	12.888	18.359	3.503	24.123	20.115	14.931	103.359	7.056
高知県	7.543	56.893	30.495	14.612	8.210	19.117	13.507	19.373	3.828	26.102	20.569	14.936	124.071	14.504
福岡県	51.188	2620.220	22.612	13.121	6.959	27.308	9.256	14.239	2.348	18.230	19.043	14.606	44.722	0.000
佐賀県	8.523	72.639	29.210	15.118	7.563	23.287	14.388	19.661	3.734	24.366	19.275	15.792	101.683	0.000
長崎県	14.245	202.929	28.437	14.320	7.531	22.521	13.239	18.529	3.492	23.651	19.693	15.231	96.941	0.973
熊本県	18.257	333.313	28.396	13.568	7.789	20.341	12.034	17.611	3.358	23.853	20.508	14.489	102.785	12.615
大分県	11.979	143.485	29.400	14.245	7.908	20.331	13.061	18.685	3.615	24.851	20.322	14.894	111.156	10.276
宮崎県	11.425	130.527	29.822	14.128	8.104	19.149	12.849	18.662	3.655	25.401	20.684	14.666	118.075	15.639
鹿児島県	17.028	289.950	29.020	13.453	8.048	18.810	11.832	17.661	3.429	24.635	20.967	14.218	112.351	19.380
沖縄県	14.484	209.774	27.951	14.553	7.277	24.240	13.627	18.691	3.463	22.983	19.157	15.595	88.189	0.000

筆者作成。

表 5-2 一人あたり行政経費理論値(2013)(千円)

2013	pop	pop2	地財10条ヨ	警察理論値	消防理論値	生活保護費	児童保護費	障害者自立	後期高齢者	介護給付費	児童手当ヲ	国民健康保	地財10条一	地財10条一3
北海道	54.655	2987.120	27.182	13.732	9.309	51.640	7.491	25.602	3.878	20.815	15.019	16.348	108.662	3.340
青森県	13.720	188.241	28.788	13.158	8.082	17.737	11.269	17.317	3.434	24.500	21.098	13.539	123.020	23.669
岩手県	13.142	172.707	30.041	12.623	8.727	14.019	10.339	17.128	3.530	26.155	22.313	12.711	144.900	42.046
宮城県	23.187	537.633	26.466	12.718	7.460	20.846	10.567	16.085	3.023	21.901	20.370	13.661	95.234	12.852
秋田県	10.762	115.822	29.795	13.232	8.432	16.026	11.302	17.697	3.591	25.699	21.568	13.345	136.674	31.029
山形県	11.559	133.620	29.157	13.401	8.137	17.679	11.618	17.692	3.526	24.880	21.049	13.673	126.312	23.143
福島県	19.803	392.143	28.448	12.223	8.312	15.850	9.752	16.168	3.232	24.385	21.910	12.709	126.295	35.698
茨城県	29.971	898.244	25.014	12.530	7.137	22.788	10.054	15.312	2.771	20.353	19.924	13.740	78.812	7.095
栃木県	20.109	404.386	26.841	13.028	7.451	21.111	11.114	16.592	3.132	22.216	20.199	13.899	97.284	10.246
群馬県	20.234	409.407	26.799	13.030	7.436	21.196	11.116	16.582	3.126	22.166	20.175	13.910	96.705	9.904
埼玉県	72.723	5288.640	18.851	14.310	6.896	32.622	7.556	12.723	1.927	15.267	17.529	14.826	23.355	0.000
千葉県	62.405	3894.330	20.374	13.124	6.954	28.740	7.565	12.776	2.036	16.466	18.643	14.050	38.660	1.474
東京都	131.426	#######	17.171	25.960	10.710	44.779	7.646	16.060	2.763	19.194	13.626	19.215	52.513	8.388
神奈川県	90.836	8251.260	17.560	16.732	7.597	36.299	7.088	12.876	1.941	15.222	16.477	15.769	20.572	0.000
新潟県	23.611	557.495	27.503	12.098	8.059	17.155	9.512	15.690	3.070	23.338	21.589	12.789	114.916	31.011
富山県	10.948	119.865	28.151	14.091	7.538	21.682	12.751	18.224	3.498	23.450	19.744	14.615	106.584	4.193
石川県	11.631	135.278	27.995	14.032	7.499	21.836	12.674	18.119	3.467	23.276	19.717	14.602	104.825	3.721
福井県	8.106	65.700	28.730	14.398	7.663	21.359	13.154	18.716	3.630	24.082	19.757	14.744	112.571	4.798
山梨県	8.639	74.635	28.682	14.303	7.673	21.183	13.018	18.595	3.607	24.048	19.830	14.667	112.594	5.754
長野県	21.656	468.984	28.066	12.111	8.232	16.188	9.557	15.899	3.156	23.982	21.850	12.680	122.217	34.784
岐阜県	21.029	442.210	27.585	12.463	7.926	18.023	10.161	16.141	3.144	23.298	21.224	13.144	112.511	25.332
静岡県	38.095	1451.210	24.085	12.118	7.208	22.661	8.888	14.271	2.543	19.653	20.157	13.348	73.792	12.280
愛知県	74.628	5569.340	19.249	14.191	7.265	30.856	6.949	12.453	1.942	16.004	18.106	14.431	33.207	2.610
三重県	18.716	350.296	26.962	13.209	7.420	21.435	11.417	16.852	3.181	22.293	20.055	14.055	97.289	8.158
滋賀県	14.194	201.477	27.439	13.813	7.368	22.324	12.372	17.718	3.352	22.663	19.640	14.539	98.727	2.354
京都府	25.871	669.324	25.382	12.906	7.049	23.445	10.823	15.966	2.896	20.576	19.610	14.096	79.261	2.031
大阪府	88.737	7874.250	17.543	16.475	7.421	36.384	7.246	12.880	1.923	14.984	16.444	15.754	17.870	0.000
兵庫県	56.603	3203.900	21.737	12.385	7.271	25.153	7.261	12.781	2.151	17.859	19.709	13.344	56.282	13.538
奈良県	14.055	197.530	27.467	13.825	7.374	22.305	12.390	17.740	3.358	22.693	19.641	14.544	99.016	2.392
和歌山県	10.166	103.340	28.424	14.107	7.636	21.156	12.751	18.307	3.539	23.783	19.887	14.553	110.371	6.345
鳥取県	5.885	34.634	29.046	14.741	7.686	21.665	13.616	19.177	3.730	24.387	19.588	14.975	114.648	2.767
島根県	7.131	50.856	29.512	14.181	8.031	19.097	12.749	18.650	3.703	25.113	20.447	14.310	125.527	14.951
岡山県	19.461	378.724	27.120	12.987	7.560	20.457	11.048	16.628	3.165	22.560	20.390	13.790	101.426	13.041
広島県	28.736	825.759	25.750	12.289	7.456	20.727	9.701	15.269	2.839	21.283	20.556	13.336	90.566	16.154
山口県	14.475	209.525	27.865	13.514	7.624	20.566	11.882	17.471	3.361	23.275	20.208	14.129	107.163	10.544
徳島県	7.850	61.623	28.775	14.431	7.671	21.355	13.197	18.763	3.641	24.130	19.750	14.762	112.982	4.732
香川県	10.107	102.153	27.762	14.503	7.262	23.739	13.403	18.624	3.514	22.847	19.069	15.127	97.801	0.000
愛媛県	14.401	207.394	27.780	13.576	7.573	20.921	11.984	17.523	3.360	23.153	20.092	14.213	105.466	8.874
高知県	7.560	57.153	29.510	14.083	8.059	18.830	12.606	18.540	3.686	25.135	20.546	14.219	126.213	16.325
福岡県	51.054	2606.540	21.648	12.590	6.808	26.996	8.368	13.418	2.210	17.280	19.025	13.889	47.033	0.702
佐賀県	8.533	72.819	28.227	14.590	7.412	22.998	13.488	18.829	3.592	23.401	19.252	15.076	103.841	0.000
長崎県	14.271	203.671	27.450	13.790	7.380	22.234	12.337	17.694	3.350	22.684	19.670	14.514	99.068	2.793
熊本県	18.254	333.194	27.415	13.041	7.639	20.051	11.135	16.781	3.217	22.891	20.486	13.773	104.972	14.443
大分県	11.994	143.856	28.416	13.716	7.758	20.043	12.160	17.852	3.473	23.885	20.299	14.178	113.304	12.098
宮崎県	11.416	130.316	28.843	13.602	7.954	18.858	11.951	17.833	3.514	24.441	20.662	13.950	120.276	17.469
鹿児島県	17.014	289.472	28.041	12.927	7.898	18.518	10.935	16.833	3.288	23.675	20.945	13.503	114.559	21.210
沖縄県	14.380	206.783	26.990	14.035	7.131	23.936	12.741	17.877	3.327	22.043	19.136	14.883	90.583	0.000

筆者作成。

以下の表は、第３章分析の行政経費１２項目の回帰分析の結果である。（**以下の表は全て筆者作成**。）

表 6-1 分析における項目と単位

項目	単位
人口	１０万
面積	平方キロメートル

表 6-2 地財 10 条における回帰分析結果

被説明関数	地財 10 条		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-2.2756	-9.84	0.000
人口２乗	0.0010	4.94	0.000
面積	0.0002	3.68	0.000
面積２乗	-1.95e-09	-2.58	0.011
切片	30.3300	41.63	0.000
修正済み決定係数	0.7262	サンプル数	141

表 6-3 地財 10 条-2 における回帰分析結果

被説明関数	地財 10 条-2		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-2.2841	-9.88	0.000
人口２乗	0.0148	6.26	0.000
面積	0.0047	2.47	0.015
面積２乗	-4.40e-08	-2.07	0.040
切片	3104.1458	8.80	0.077
修正済み決定係数	0.3982	サンプル数	141

表 6-4 地財 10 条-3 における回帰分析結果

被説明関数	地財 10 条-3		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-0.3650	-2.21	0.029
人口２乗	0.0033	2.05	0.043
面積	0.0044	2.91	0.004
面積２乗	-4.96e-08	-2.93	0.004
切片	12.4820	0.13	0.077
修正済み決定係数	0.2397	サンプル数	141

表 6-5 生活保護費における回帰分析結果

被説明関数	生活保護費		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	0.1271	1.09	0.280
人口２乗	0.0003	0.42	0.677
面積	-0.0010	-3.40	0.001
面積２乗	1.48e-08	4.63	0.000
切片	24.7760	8.87	0.000
修正済み決定係数	0.3311	サンプル数	141

表 6-6 障がい者自立支援給付費における回帰分析結果

被説明関数	障がい者自立支援給付費		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-0.1938	-6.37	0.000
人口２乗	0.0012	5.20	0.000
面積	-0.0001	-1.15	0.254
面積２乗	3.23e-09	2.59	0.011
切片	22.7455	22.44	0.000
修正済み決定係数	0.3751	サンプル数	141

表 6-7 消防における回帰分析結果

被説明関数	消防		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-0.0585	-6.46	0.000
人口２乗	0.0006	8.44	0.000
面積	0.0001	3.91	0.000
面積２乗	-1.22e-09	-3.08	0.003
切片	7.8022	30.73	0.000
修正済み決定係数	0.3194	サンプル数	141

表 6-8 児童保護費における回帰分析結果

被説明関数	児童保護費		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-0.1508	-4.15	0.000
人口２乗	0.0007	2.60	0.010
面積	-0.0002	-1.55	0.124
面積２乗	2.65e-09	1.51	0.133
切片	18.2926	1362	0.000
修正済み決定係数	0.2099	サンプル数	141

表 6-9 児童手当等交付金における回帰分析結果

被説明関数	児童手当等交付金		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-0.0053	-0.07	0.947
人口２乗	0.0007	2.60	0.010
面積	-0.0003	-0.54	0.590
面積２乗	-4.09e-09	-0.44	0.642
切片	15.2137	2.66	0.009
修正済み決定係数	0.0146	サンプル数	141

表 6-10 国民健康保険における回帰分析結果

被説明関数	国民健康保険		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-0.0053	-2.95	0.004
人口２乗	0.0006	4.59	0.000
面積	-0.0022	-1.90	0.059
面積２乗	2.81e-09	2.20	0.029
切片	18.2233	17.26	0.000
修正済み決定係数	0.2092	サンプル数	141

表 6-11 後期高齢者医療給付費における回帰分析結果

被説明関数	後期高齢者医療給付費		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-0.0526	-8.64	0.000
人口２乗	0.0003	6.91	0.000
面積	8.51e-06	0.62	0.539
面積２乗	1.48e-10	0.62	0.539
切片	4.2524	30.35	0.000
修正済み決定係数	0.5135	サンプル数	141

表 6-12 警察における回帰分析結果

被説明関数	警察		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-0.1362	-6.75	0.000
人口２乗	0.0016	10.49	0.000
面積	-0.0001	-3.28	0.001
面積２乗	1.82e-09	3.87	0.000
切片	16.6869	41.08	0.000
修正済み決定係数	0.6121	サンプル数	141

表 6-13 介護給付費における回帰分析結果

被説明関数	介護給付費		
説明関数	Coef.	t 値	p 値
人口	-0.2602	-11.06	0.000
人口２乗	0.0016	7.80	0.000
面積	0.0004	4.30	0.000
面積２乗	-3.45e-09	-3.79	0.000
切片	26.2239	37.89	0.000
修正済み決定係数	0.6126	サンプル数	141

以下の表は、第４章政策提言における、2014, 2013 年度分の分配額の試算である。

表 7-1 各都道府県への分配額(2014)(千円)

2014	地財10条	警察	消防	生活保護費	児童保護費	障がい者自立	後期高齢者医	介護給付費	児童手当等の	国民健康保険	地財10条-2	地財10条-3
北海道	2283.324	612.275	612.153	2971.058	460.525	1583.227	1404.583	1121.405	705.445	707.764	852.140	4.709
青森県	604.402	133.451	133.150	258.168	167.274	272.257	312.925	328.388	248.016	148.058	242.258	17.028
岩手県	603.782	137.958	137.844	196.469	148.089	258.256	307.991	335.242	251.450	133.695	274.225	30.049
宮城県	948.088	209.959	211.722	516.038	268.005	431.627	470.803	501.527	407.743	254.224	316.812	14.598
秋田県	488.947	108.867	108.322	182.796	131.261	217.515	255.630	269.071	198.368	114.278	211.016	17.813
山形県	515.047	113.081	112.958	216.595	144.830	233.892	270.191	280.538	208.264	125.793	209.479	13.988
福島県	863.179	198.170	198.626	333.922	211.535	368.405	426.490	472.245	372.081	201.447	359.440	38.137
茨城県	1155.023	258.525	260.062	723.428	329.498	529.946	557.799	601.588	512.622	328.582	336.230	8.992
栃木県	829.969	181.054	182.184	450.565	242.601	384.017	420.837	439.190	348.962	223.067	280.045	9.643
群馬県	832.775	181.581	182.587	454.385	243.856	385.676	422.216	440.411	350.195	224.304	279.813	9.302
埼玉県	2143.487	608.959	616.915	2514.687	618.550	1082.842	963.562	1114.627	1097.734	860.420	225.467	0.000
千葉県	1979.185	525.985	531.867	1900.447	530.960	931.848	869.737	1026.071	1000.985	700.520	333.380	0.000
東京都	3559.813	1708.350	1743.363	6249.532	1136.588	2455.806	2469.331	2520.353	1541.454	2004.338	989.546	51.599
神奈川県	2502.814	836.371	845.972	3490.560	729.914	1368.000	1212.865	1388.724	1288.274	1139.720	245.610	0.000
新潟県	995.752	229.109	229.324	430.026	246.438	426.732	484.017	539.614	436.910	241.490	389.203	39.165
富山県	471.995	99.461	99.822	251.150	149.727	228.108	254.197	251.246	185.238	127.075	167.029	1.477
石川県	500.218	105.439	106.060	269.595	158.620	241.685	268.451	265.764	197.139	135.303	174.884	1.255
福井県	356.392	74.836	75.052	183.232	114.120	173.240	194.985	190.821	137.237	94.875	130.735	1.371
山梨県	379.318	79.884	80.019	193.748	120.485	183.536	206.627	203.151	146.840	100.637	139.398	1.931
長野県	931.650	214.641	215.110	372.758	227.076	396.486	455.896	508.212	405.737	219.789	380.162	40.578
岐阜県	889.677	200.813	201.484	402.274	233.234	390.548	441.026	479.948	382.699	220.815	339.314	28.106
静岡県	1415.244	331.626	333.320	913.901	374.133	629.984	653.347	739.320	658.922	406.150	399.367	22.663
愛知県	2243.629	657.545	665.000	2441.768	589.063	1088.964	996.319	1195.672	1163.372	860.422	339.368	3.423
三重県	775.058	167.658	168.440	425.144	231.278	362.388	397.169	409.729	322.119	209.605	260.469	6.746
滋賀県	599.500	126.644	127.760	336.795	189.495	289.071	317.529	316.522	239.978	164.669	200.941	0.422
京都府	1011.684	220.585	222.233	642.780	304.531	476.244	502.418	525.006	435.826	290.807	292.005	0.305
大阪府	2440.237	796.724	802.477	3411.161	726.380	1334.755	1172.518	1334.556	1254.883	1110.424	204.117	0.000
兵庫県	1906.940	497.251	500.248	1506.514	463.763	844.142	829.208	1003.442	958.051	603.676	448.443	37.725
奈良県	592.374	125.102	125.624	331.977	187.340	285.718	314.072	312.880	236.844	162.568	199.087	0.457
和歌山県	441.812	93.405	93.458	227.298	138.861	212.465	238.380	236.177	173.007	117.360	160.534	2.613
鳥取県	261.605	54.512	54.637	134.980	85.612	128.793	145.362	140.282	98.830	69.941	96.730	0.316
島根県	321.926	68.961	69.017	144.423	97.546	151.952	174.921	174.859	125.001	81.160	128.552	5.320
岡山県	811.172	177.706	178.790	422.653	233.459	372.355	411.398	431.288	340.870	214.248	282.792	12.428
広島県	1140.698	259.206	260.924	633.258	306.176	507.578	548.005	602.952	508.106	306.872	372.149	23.467
山口県	617.912	132.975	133.115	315.144	185.364	289.682	323.458	329.804	250.635	162.677	222.084	7.175
徳島県	345.509	72.510	72.611	177.322	110.811	168.099	189.328	185.067	132.794	91.943	127.027	1.299
香川県	430.810	88.713	89.169	254.177	145.117	215.443	236.110	226.677	165.534	121.500	141.472	0.000
愛媛県	613.247	131.475	131.747	319.051	185.977	289.149	321.812	326.616	248.059	162.845	217.461	5.774
高知県	341.317	73.372	73.271	151.023	102.346	160.206	184.687	185.563	133.186	85.533	137.063	6.232
福岡県	1717.560	422.076	426.571	1464.025	475.964	799.108	768.745	879.512	836.799	567.651	335.283	0.000
佐賀県	369.418	76.374	76.646	207.867	123.187	183.713	203.533	195.732	141.025	102.190	126.927	0.000
長崎県	601.108	127.120	127.326	336.002	189.450	289.381	318.141	317.557	240.828	164.735	202.255	0.790
熊本県	769.276	168.491	169.301	388.942	220.693	352.508	392.120	410.450	321.422	200.832	274.837	13.119
大分県	522.577	112.248	112.558	255.060	157.163	245.388	276.939	280.567	208.969	135.459	195.009	7.011
宮崎県	505.581	109.704	109.955	229.129	147.465	233.752	267.084	273.522	202.869	127.219	197.574	10.178
鹿児島県	733.252	162.370	162.671	335.462	202.383	329.710	373.417	395.364	306.487	183.821	280.193	18.797
沖縄県	600.715	124.880	126.535	367.710	198.262	296.802	320.819	313.746	238.191	171.496	187.072	0.000
合計(地方	45965	12198	12298	38935	12985	23081	23547	25021	20366	15182	12905	516

筆者作成。

表 7-2 各都道府県への分配額(2013)(千円)

2013	地財10条	警察	消防	生活保護費	児童保護費	障がい者自	後期高齢者	介護給付費	児童手当等	国民健康保	地財10条-2	地財10条-3
北海道	2231.994	853.392	583.204	2928.743	409.336	1499.503	1369.027	1064.668	713.332	672.721	835.977	8.782
青森県	593.395	205.286	127.108	252.518	154.582	254.620	304.287	314.592	251.554	139.857	237.588	15.622
岩手県	593.133	188.639	131.472	191.175	135.844	241.217	299.595	321.682	254.828	125.769	268.050	26.582
宮城県	921.974	335.323	198.281	501.577	244.958	399.682	452.696	475.243	410.442	238.486	310.833	14.335
秋田県	481.739	161.929	104.024	178.974	121.609	204.105	249.579	258.837	201.712	108.137	207.048	16.064
山形県	506.355	176.140	107.821	212.057	134.263	219.156	263.245	269.157	211.440	118.998	205.528	12.869
福島県	846.352	275.243	188.680	325.704	193.079	343.108	413.320	451.918	377.051	189.494	352.046	34.006
茨城県	1126.318	427.015	245.210	708.723	301.269	491.789	536.381	570.884	518.917	310.046	332.494	10.229
栃木県	810.908	297.903	171.750	440.529	223.443	357.568	406.743	418.103	352.975	210.436	275.379	9.912
群馬県	814.657	299.784	172.478	445.042	224.870	359.550	408.505	419.747	354.744	211.916	275.435	9.640
埼玉県	2059.583	1183.386	574.855	2461.757	549.396	991.516	904.907	1039.041	1107.786	811.771	239.083	0.000
千葉県	1910.204	931.282	497.420	1861.107	472.010	854.431	820.702	961.682	1011.043	660.129	339.603	4.424
東京都	3390.413	3879.659	1613.480	6106.869	1004.670	2261.968	2345.495	2360.808	1556.288	1901.423	971.488	53.034
神奈川県	2396.485	1728.268	791.064	3421.571	643.737	1253.365	1138.997	1294.069	1300.685	1078.455	263.046	0.000
新潟県	975.634	324.826	218.124	420.312	224.532	396.994	468.189	515.716	442.974	227.357	381.938	35.224
富山県	463.038	175.423	94.603	246.324	139.571	213.818	247.366	240.277	187.852	120.474	164.260	2.208
石川県	489.191	185.585	99.980	263.540	147.381	225.834	260.426	253.358	199.288	127.872	171.621	2.082
福井県	349.862	132.706	71.201	179.652	106.595	162.574	190.018	182.679	139.165	89.979	128.440	1.871
山梨県	372.273	140.507	75.991	189.903	112.443	172.153	201.277	194.435	148.873	95.401	136.924	2.391
長野県	913.141	298.242	204.347	363.780	206.916	368.979	441.392	486.061	411.199	206.744	372.565	36.237
岐阜県	871.508	298.018	191.053	393.279	213.633	363.735	426.935	458.517	387.849	208.108	333.045	25.626
静岡県	1378.459	524.911	314.745	895.806	338.496	582.605	625.667	700.666	667.280	382.851	395.698	22.505
愛知県	2158.195	1204.230	621.502	2389.507	518.452	995.895	936.230	1117.730	1174.228	810.865	348.838	9.371
三重県	758.139	281.121	159.196	416.292	213.638	338.005	384.464	390.490	326.190	198.063	256.313	7.345
滋賀県	585.145	222.942	119.891	328.822	175.573	269.513	307.270	301.055	242.255	155.382	197.261	1.607
京都府	986.558	379.685	209.042	629.424	279.946	442.662	483.935	498.202	440.886	274.567	288.647	2.528
大阪府	2338.790	1662.348	754.821	3350.255	642.877	1224.852	1102.319	1244.376	1268.092	1052.520	223.215	0.000
兵庫県	1848.464	797.126	471.772	1477.385	410.913	775.295	786.206	946.064	969.486	568.685	448.437	36.863
奈良県	579.971	220.947	118.803	325.304	174.100	267.194	304.795	298.485	239.892	153.904	195.889	1.617
和歌山県	434.105	163.067	88.977	223.167	129.598	199.436	232.350	226.265	175.680	111.385	157.935	3.103
鳥取県	256.813	98.644	51.848	132.305	80.115	120.946	141.758	134.316	100.176	66.352	94.975	0.783
島根県	316.196	114.997	65.647	141.320	90.899	142.527	170.537	167.608	126.713	76.835	126.009	5.129
岡山県	792.914	287.400	168.641	413.115	214.947	346.780	397.838	410.883	344.834	202.061	277.844	12.209
広島県	1111.670	401.552	245.606	618.069	278.700	470.201	526.840	572.383	513.326	288.546	366.339	22.331
山口県	605.973	222.436	126.512	308.916	171.952	271.018	314.247	315.305	254.192	153.987	218.352	7.342
徳島県	339.366	128.816	69.025	173.952	103.577	157.844	184.616	177.271	134.729	87.247	124.845	1.787
香川県	421.553	166.680	84.139	248.972	135.434	201.722	229.354	216.114	167.485	115.117	139.143	0.000
愛媛県	601.058	222.324	125.009	312.642	172.549	270.435	312.511	312.052	251.451	154.114	213.797	6.147
高知県	335.173	121.067	69.836	147.715	95.281	150.200	179.993	177.838	134.983	80.933	134.312	5.937
福岡県	1660.458	730.891	398.447	1430.229	427.107	734.123	728.570	825.658	844.087	533.871	338.005	1.724
佐賀県	361.878	141.573	72.505	203.652	115.075	172.184	197.979	186.888	142.769	96.860	124.733	0.000
長崎県	588.561	223.792	120.732	329.272	176.023	270.611	308.737	302.967	243.953	155.956	199.017	1.918
熊本県	751.832	270.683	159.836	379.787	203.211	328.266	379.274	391.056	324.961	189.282	269.720	12.682
大分県	512.038	187.069	106.660	249.454	145.818	229.461	269.032	268.110	211.577	128.032	191.294	6.981
宮崎県	494.671	176.562	104.086	223.383	136.403	218.157	259.111	261.115	204.976	119.904	193.272	9.593
鹿児島県	716.769	250.090	154.036	326.944	185.999	306.911	361.327	376.978	309.673	172.972	274.364	17.360
沖縄県	583.095	229.488	117.544	357.174	183.180	275.491	308.957	296.652	239.131	161.136	183.355	0.000
合計(地方	44636	21929	11561	38126	11764	21398	22583	23668	20593	14345	12784	518

筆者作成。

参考文献

主要参考文献

・ 宮崎毅(2016)『財政力の地域間格差と税源配分：交付税は格差を是正するのか？』
http://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list7/r127/r127_09.pdf
・ 内閣府経済社会総合研究所(2017)『平成 26 年度県民経済計算について』
http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/pdf/gaiyou.pdf
・ 総務省(2015)『小売物価統計調査（構造編）－平成 26 年分結果－』
http://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/g_2014.pdf
・ 総務省(2017.9.2 時点)『地方交付税制度の概要』
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html
・ 総務省(2017.9.2 時点)『基準財政需要額』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000363663.pdf
・ 総務省(2017.9.2 時点)『基準財政収入額』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000030008.pdf
・ 長崎県庁(2017.9.2 時点)『地方譲与税について』
https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2013/07/1373434363.pdf
・ 島根県(2016)『地方交付税の仕組みと役割』
http://www.pref.shimane.lg.jp/seisaku/syutyou/chihouzaigen.data/h28-koufuzei-shikumi.pdf
・ 国会国立図書館(2011)『衆議院及び参議院における一票の格差』
http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/pdf/0714.pdf
・ 鳥取県(2017.9.10 時点)『鳥取県の財政状況』
http://www.pref.tottori.lg.jp/88853.htm
・ 赤井・岩本・佐藤・土居『「地域主権」の実現に向けた地方財政抜本改革』(2010)
file:///C:/Users/User/Downloads/4teigenpuresenfile.pdf
・ 財務省(2017.10.31 時点)『国税・地方税の税目・内訳』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/ condition/001.htm
・ 土居丈朗(2017)『入門財政学』(日本評論社)
・ 徳井・牧野・児玉・深尾(2013)『地域間の人的資本格差と生産性』
http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/13j058.pdf
・ 総務省『地方税収(地方財政計画ベース)の推移』
http://www.soumu.go.jp/main_content/000502000.pdf
・ 国土交通省 国土地理院『都道府県別面積』(2016)
http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO/201610/area_todofuken.pdf
・ 飛田博史『地方交付税算定におけるトップランナー方式の概要と課題』(2016)
http://jichisoken.jp/publication/monthly/JILGO/2016/10/htobita1610.pdf
・ 貝塚啓明・本間正明・高林喜久生・長峰純一・福間潔, 1986, 「地方交付税の機能とその評価 Part I」, 『フィナンシャル・レビュー』2 号, pp.6-28.

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8379094/www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list/r02/r_02_006_028.pdf
・ 貝塚啓明・本間正明・高林喜久生・長峰純一・福間潔, 1987, 「地方交付税の機能とその評価 Part II」, 『フィナンシャル・レビュー』4号, pp.9-26.
http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8379094/www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list/r04/r_04_009_026.pdf
・ 林正義「地方自治体の最小効率規模?地方公共サービス供給における規模の経済と混雑効果?」, 『フィナンシャル・レビュー』61号
http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8379094/www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list4/r61/r_61_059_089.pdf
・ 井堀利宏・岩本康志・河西康之・土居丈朗・山本健介 (2006) 「基準財政需要の近年の動向等に関する実証分析―地方交付税制度の見直しに向けて―」, Keio Economic Society Discussion Paper Series No.06-1.
http://web.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/kesdp06-1.pdf
・ 井堀利宏・岩本康志・河西康之・土居丈朗・山本健介 (2006) 「基準財政需要額に占める『義務的な費用』に関する実証分析」, Keio Economic Society Discussion Paper Series No.06-4.
http://web.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/kesdp06-4.pdf

データの参考文献[13]

・ 総務省統計局(2016)「地方財政状況調査」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001077755
・ 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html
・ 総務省統計局(平成25年度、平成26年度、平成27年度)「地方財政統計年報」
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/toukei.html
・ 内閣府(平成25年度、平成26年度、平成27年度)「児童手当事業年報」
http://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/nenpou.html
・ 厚生労働省(平成25年度、平成26年度、平成27年度)「後期高齢者医療事業状況報告」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kouki_houkoku.html
・ 総務省統計局(平成25年度、平成26年度、平成27年度)「介護保険事業状況報告」
http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/84-1.html
・ 総務省統計局(平成25年度、平成26年度、平成27年度)「国民健康保険事業年報」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/iryouhoken/database/seido/kokumin_nenpo.html

[13] データ参考文献の最終閲覧日は2017年11月3日である。